

第5章 誘導区域の設定

5.1 誘導区域等の基本的な考え方

立地適正化計画で定める誘導区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）は、都市再生特別措置法に基づき市町村が設定する区域です。誘導区域外においては、一定の開発行為等に対して市町村への届出が義務付けられます。

本章では、都市の骨格構造で定めた拠点の位置づけを踏まえて、人口密度の維持や生活利便性向上に向け、誘導区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）を設定するものとします。

5.2 居住誘導区域

5.2.1 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内における良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。

【居住誘導区域を定めることが考えられる区域】

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域

また、次の区域においては都市再生法特別措置法及び都市再生特別措置法施行令により、居住誘導区域には設定することができません。

【居住誘導区域に設定することができない区域】

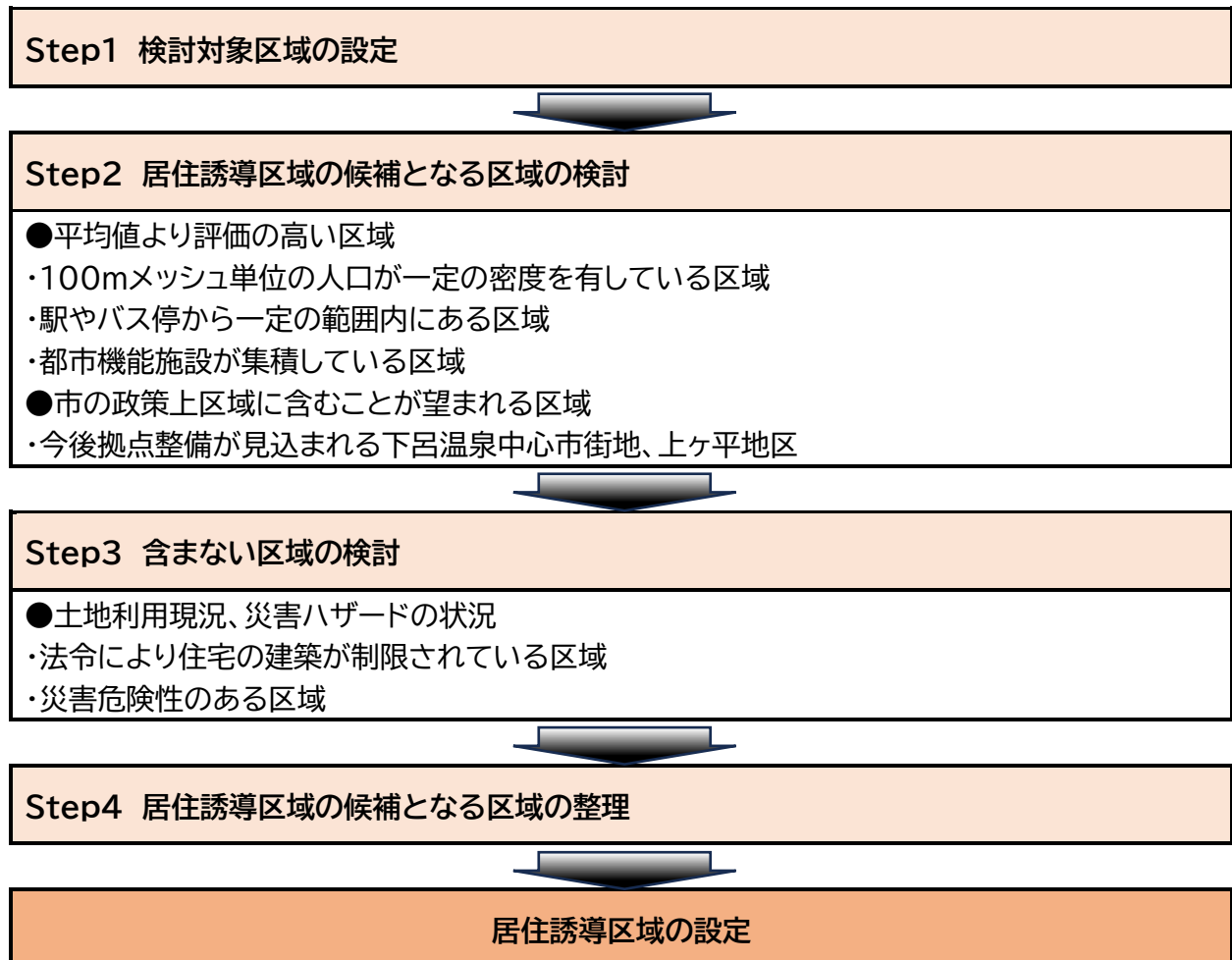
- ・市街化調整区域
- ・建築基準法の災害危険区域のうち、住宅の建築が禁止されている区域
- ・農用地区域、採草牧草地など
- ・自然公園法の特別地域
- ・原生自然環境保全地域など
- ・保安林の区域など
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・浸水被害防止区域

5.2.2 本市における居住誘導区域設定の基本的な考え方

本市では、今後、人口減少や高齢化の進展が予測されており、適正な市街地の形成を図る必要があります。そこで、本市の居住誘導区域の設定にあたっては、上記「5.2.1 居住誘導区域の基本的な考え方」に加え、4つの視点（①人口密度、②生活利便性、③土地利用現況、④災害ハザードの状況）により本市のおかれた現状を反映し、居住誘導区域を検討していきます。

5.2.3 居住誘導区域設定の流れ

上記を踏まえ、居住誘導区域を以下の手順で設定します。



5.2.4 居住誘導区域の設定

(1)Step1 検討対象区域の設定

本市は非線引き都市であるため、居住誘導区域の検討対象区域を用途地域全域とします。

(2)Step2 居住誘導区域の候補となる区域の検討

現在人口が集積しており、生活利便性が高い区域を抽出します。検討に用いる項目に対し重みづけ（点数化）を行い、候補となる区域を抽出します。

居住誘導区域の候補検討に用いる項目としては、人口に加え、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で、都市機能を増進させる駅あるいはバス停、行政施設、介護福祉施設、子育て支援施設、商業施設、医療施設、教育・文化施設とします。

■居住誘導区域の候補検討に用いる項目

項目		重みづけ(点数化)	考え方
人口	a. 人口密度 100mメッシュ (令和2年(2020年))	・10人/ha未満：1点 ・10～20人/ha未満：2点 ・21～30人/ha未満：3点 ・31～40人/ha未満：4点 ・40人/ha以上：5点	・人口密度維持の視点から、現行の人口密度の高い順に点数を付与する。
	b. 公共交通便利地域	・駅から800m または バス停から300m圏域：1点	・コンパクトシティ・プラス・ネットワークの視点から、公共交通の利便性が高い地域に点数を付与する。
都市機能施設	c. 行政施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	d. 介護福祉施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	e. 子育て支援施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	f. 商業施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	g. 医療施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	h. 金融施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	i. 教育・文化施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。

※都市構造の評価に関するハンドブックに基づき、駅の誘致距離は半径800m、バス停の誘致距離は半径300m、施設の誘致距離は高齢者徒歩圏の半径500mを採用します。

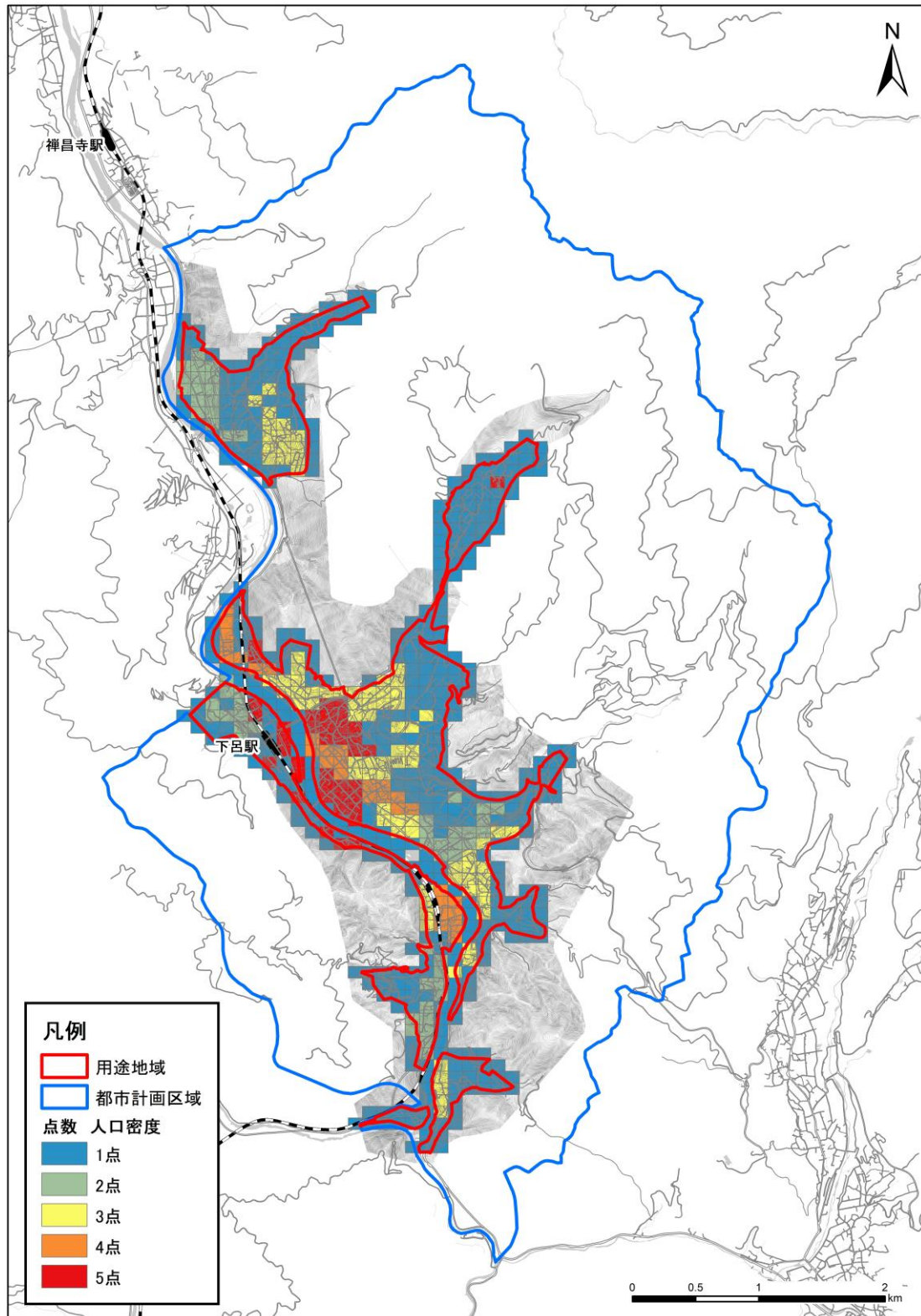
1)各項目の重みづけ(点数化)

a. 人口密度

現行人口密度が高い順に点数を付与した結果を以下に示します。

人口は、下呂市役所北側、下呂駅及び下呂市民会館周辺に主に集積しています。

▼人口密度の点数化結果

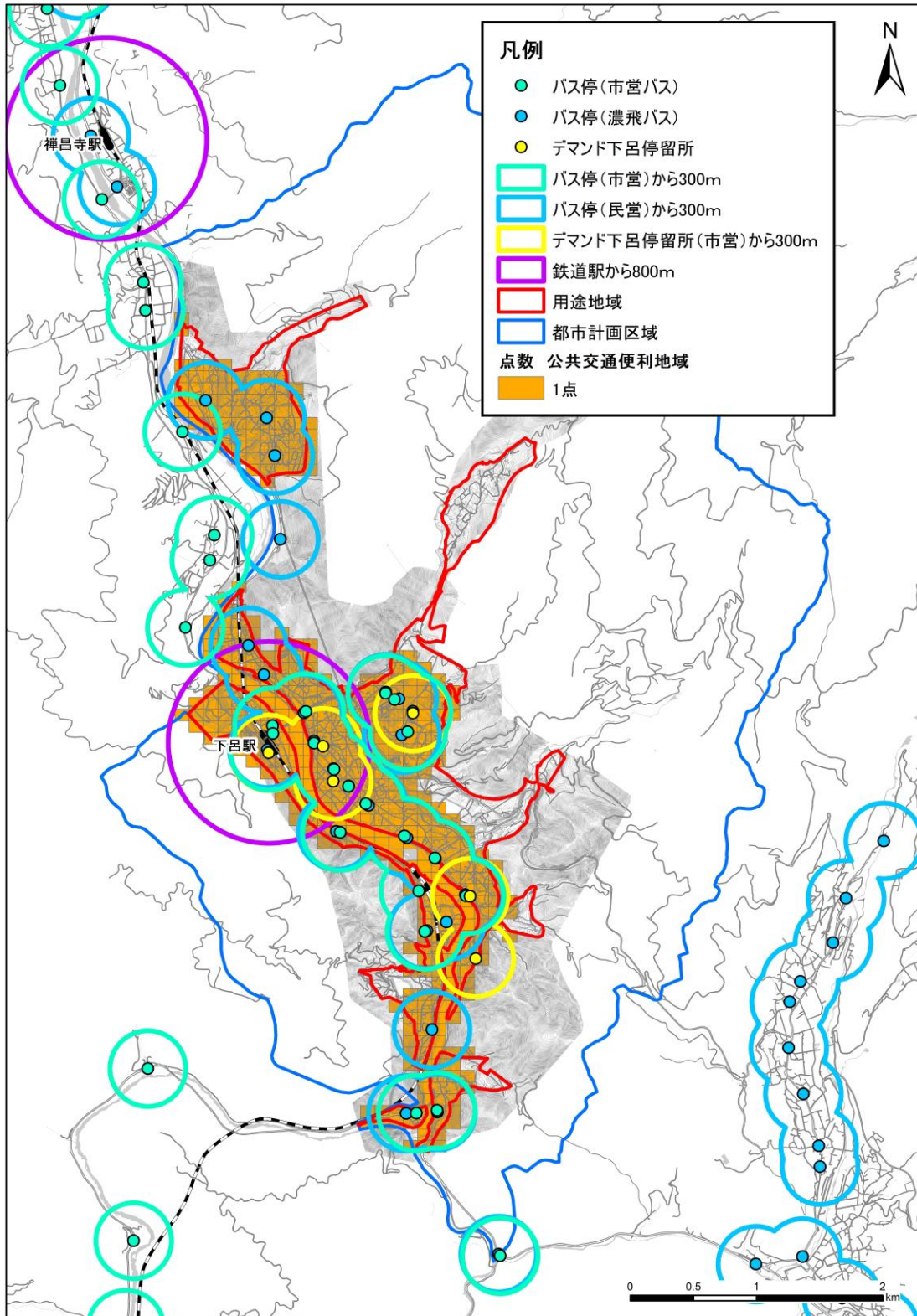


b. 公共交通便利地域

公共交通の便利성이高い地域に点数を付与した結果を以下に示します。

国道 257 号の東側の一部やつつじが丘公園周辺を除き、公共交通の利便性が高くなっています。

▼公共交通便利地域の点数化結果

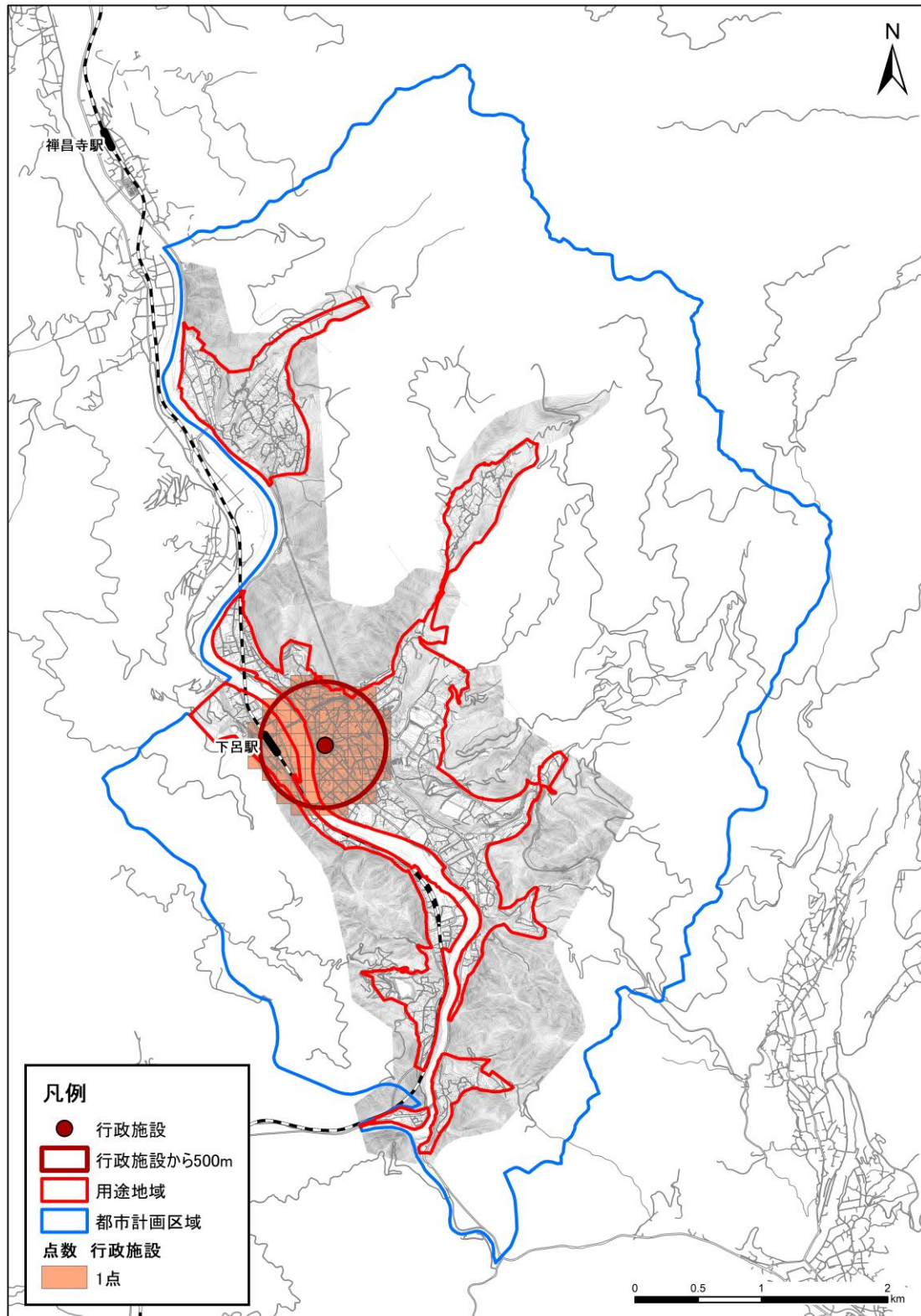


c. 行政施設

行政施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果を以下に示します。

下呂市役所を中心に、東側が下呂温泉合掌村周辺、西側が駅周辺、南側が下呂市民会館周辺、北側が温泉寺周辺の範囲で、行政施設の利便性が高くなっています。

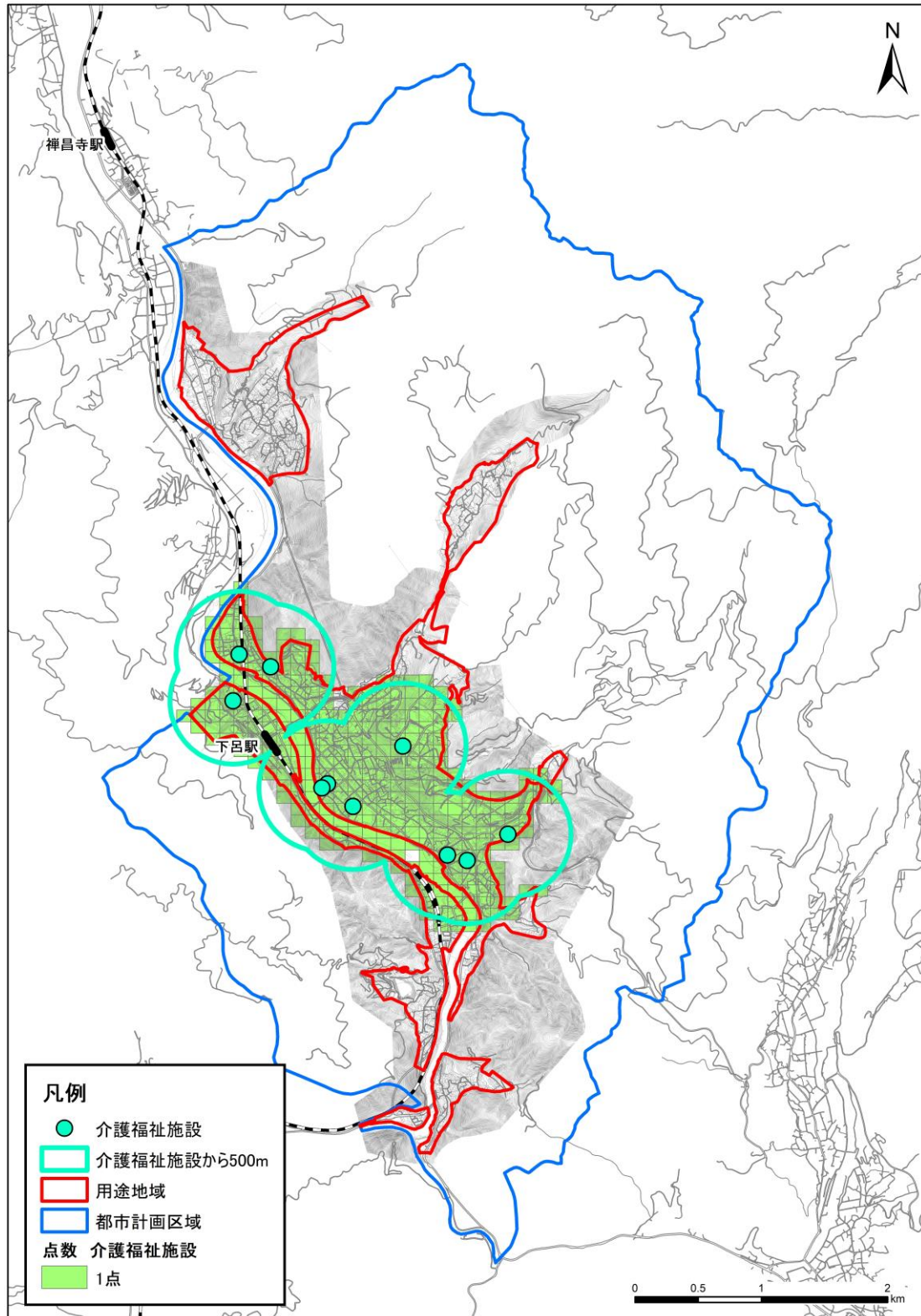
▼行政施設の点数化結果



d. 介護福祉施設

介護福祉施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果を以下に示します。
中心市街地で介護福祉施設の利便性が高くなっています。

▼介護福祉施設の点数化結果

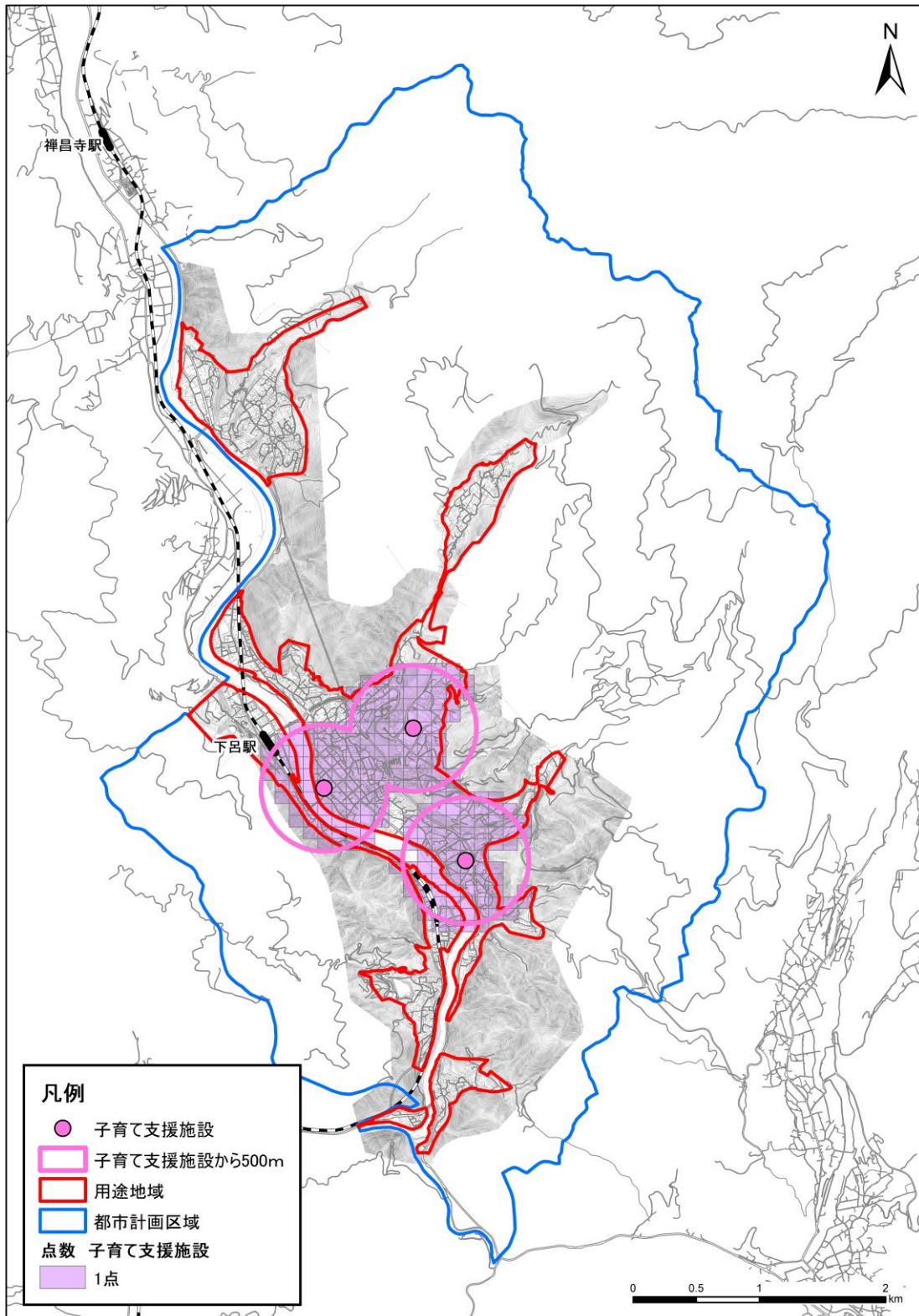


e. 子育て支援施設

子育て支援施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果を以下に示します。

下呂温泉病院つくし保育所、下呂市立わかばこども園（子育て支援センター内）、下呂中央児童館の3箇所があり、中心市街地や上ヶ平地区で利便性が高くなっています。

▼子育て支援施設の点数化結果

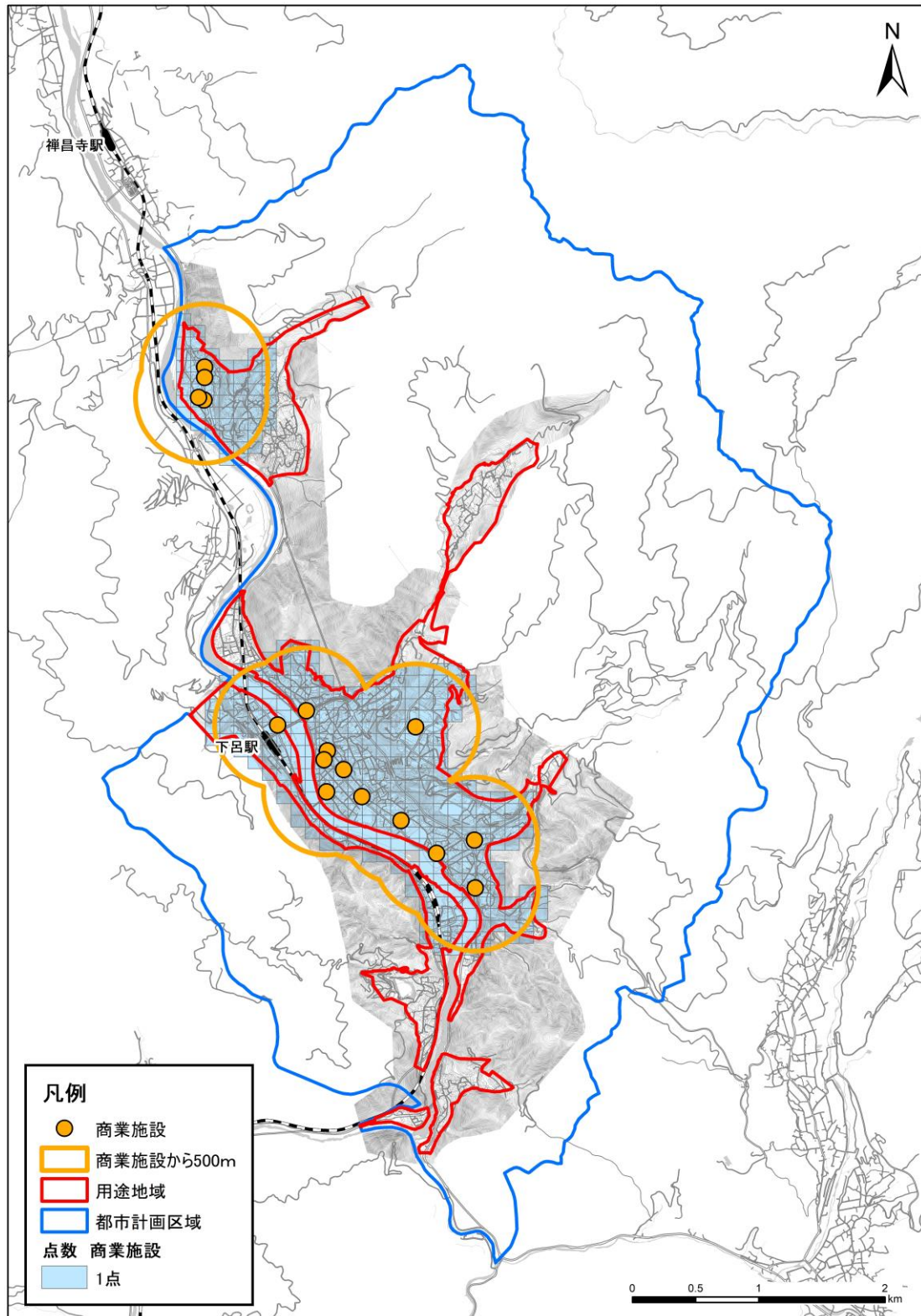


f. 商業施設

商業施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果を以下に示します。

東上田の東側、森字下垣内、小川等を除いた用途地域内の多くの範囲で、商業施設の利便性が高くなっています。

▼商業施設の点数化結果

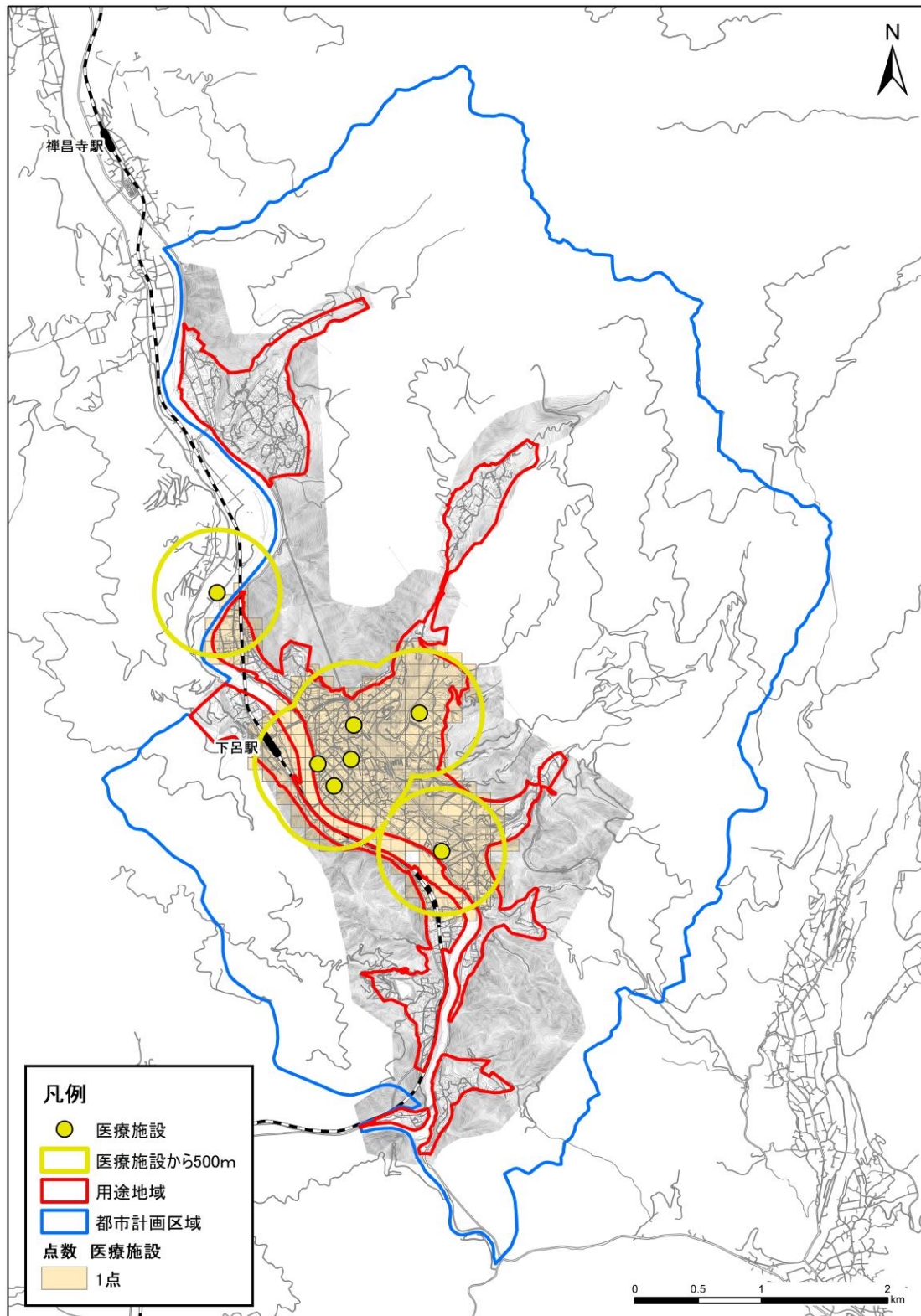


g. 医療施設

医療施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果を以下に示します。

主に、下呂駅、下呂市役所、下呂市立下呂中学校、上ヶ平地区を含む範囲で、医療施設の利便性が高くなっています。

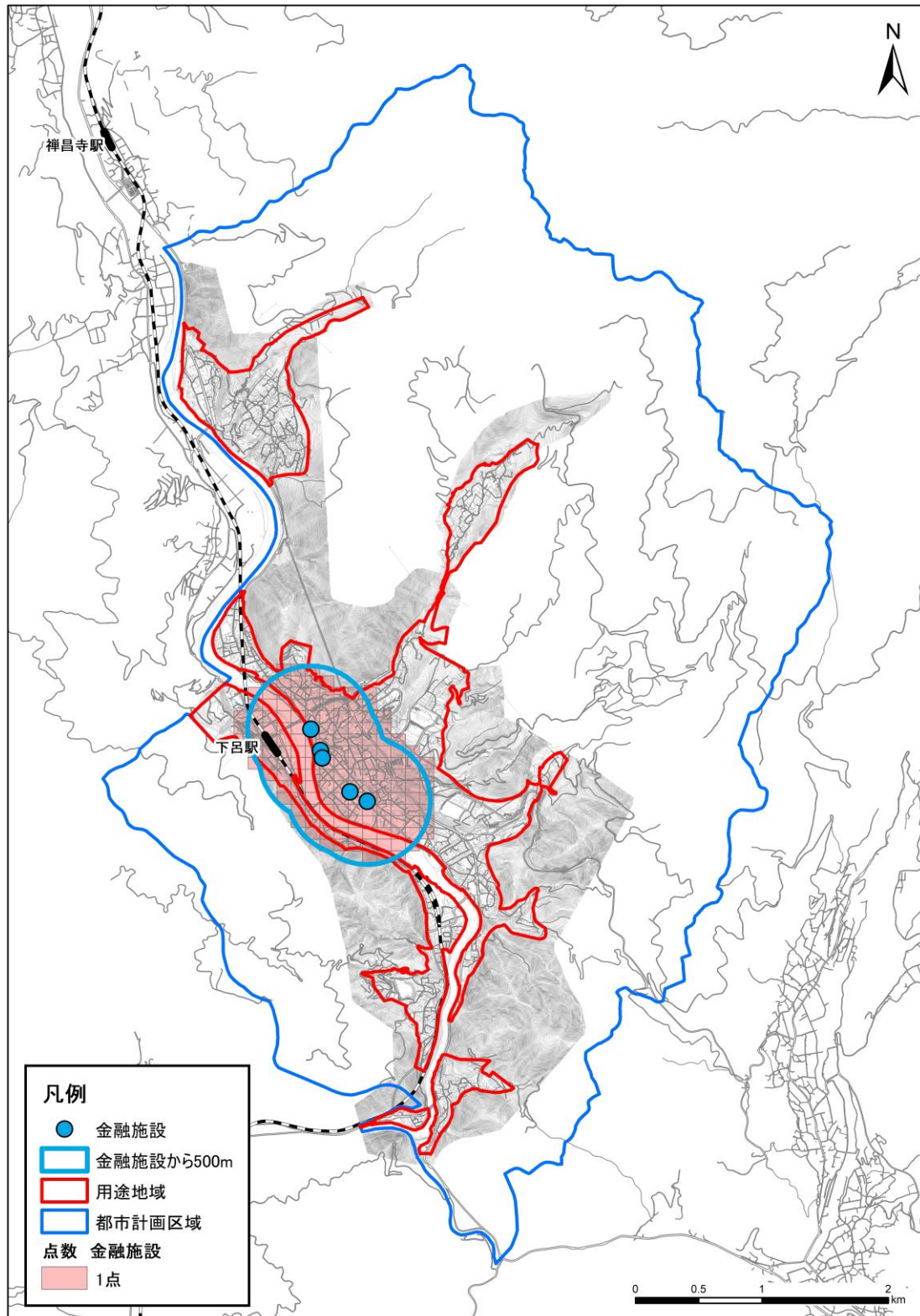
▼医療施設の点数化結果



h. 金融施設

金融施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果を以下に示します。
中心市街地で金融施設の利便性が高くなっています。

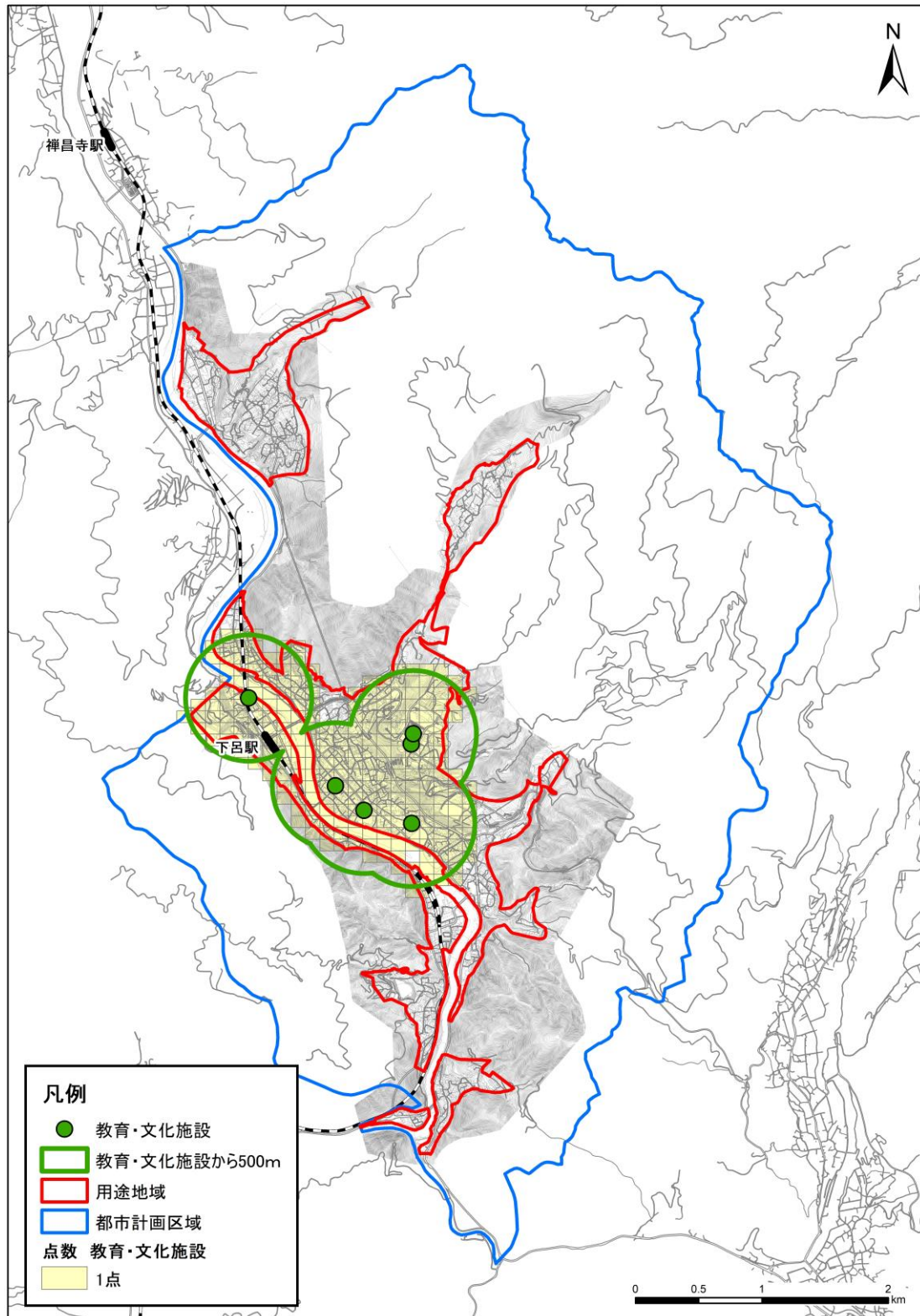
▼金融施設の点数化結果



i. 教育・文化施設

教育施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果を以下に示します。
中心市街地や上ヶ平地区で教育・文化施設の利便性が高くなっています。

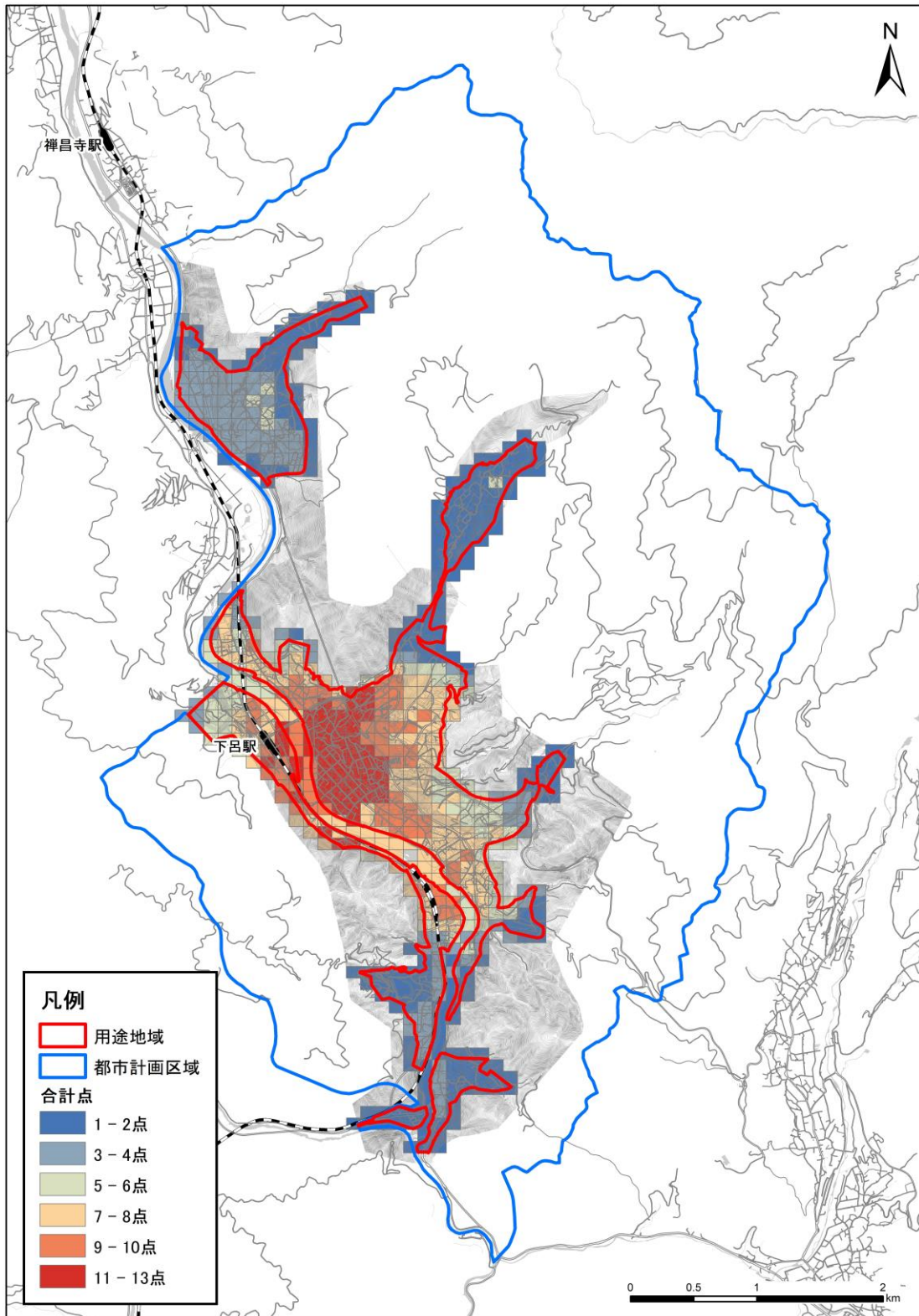
▼教育・文化施設の点数化結果



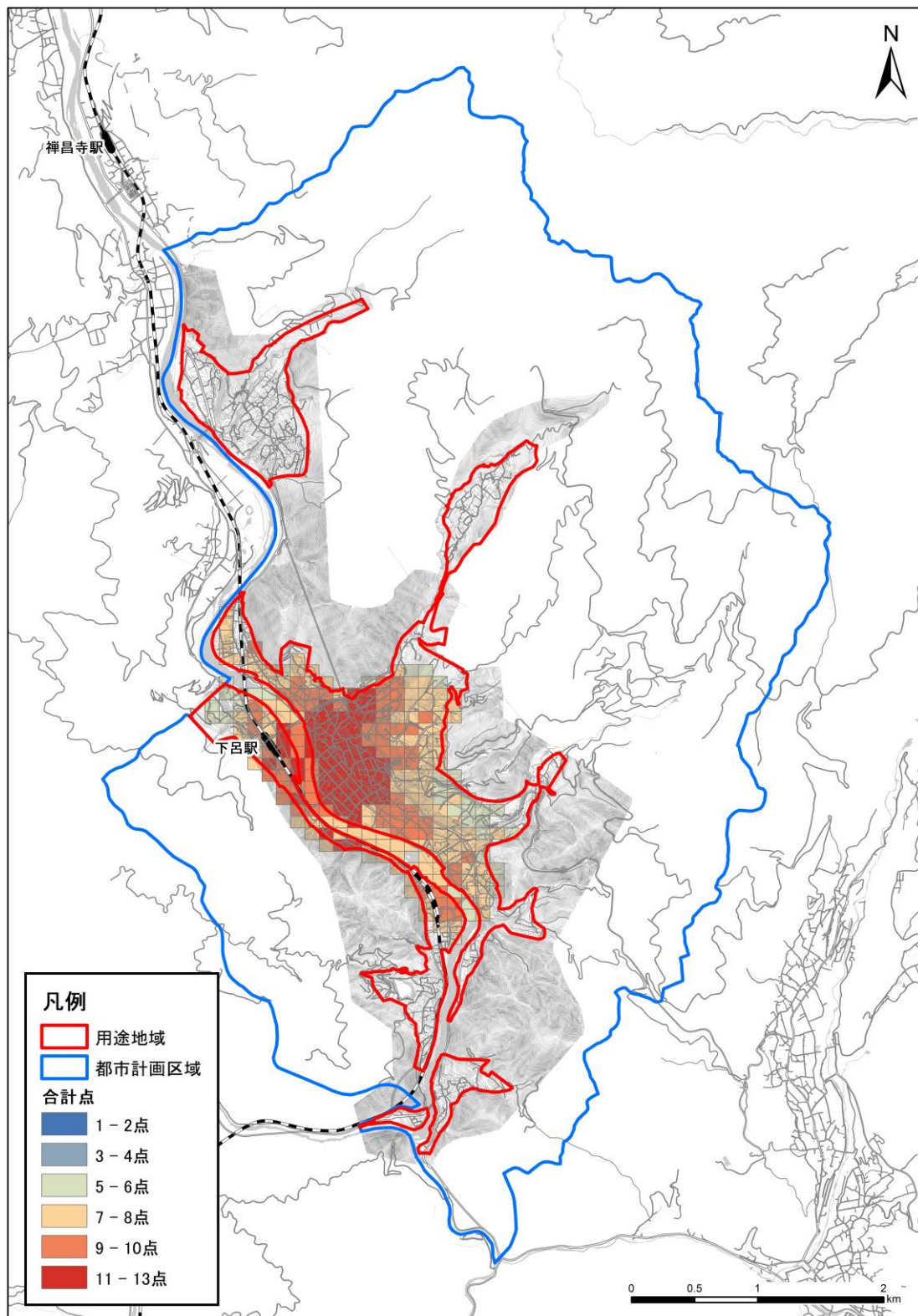
【総合評価(各項目の合計点数)】

各項目の合計点数は以下のとおりです。なお、平均点(5.1点)以上のメッシュは278個となっています。

▼総合評価(①～⑨の合計点数)

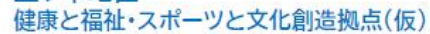


▼【参考】総合評価で平均点以上を獲得したメッシュ



今後、下呂温泉中心市街地では、まちの魅力の高付加価値化による「稼げる地域」の実現を目指し、駅周辺の整備やまちなみ集景整備が検討されています。

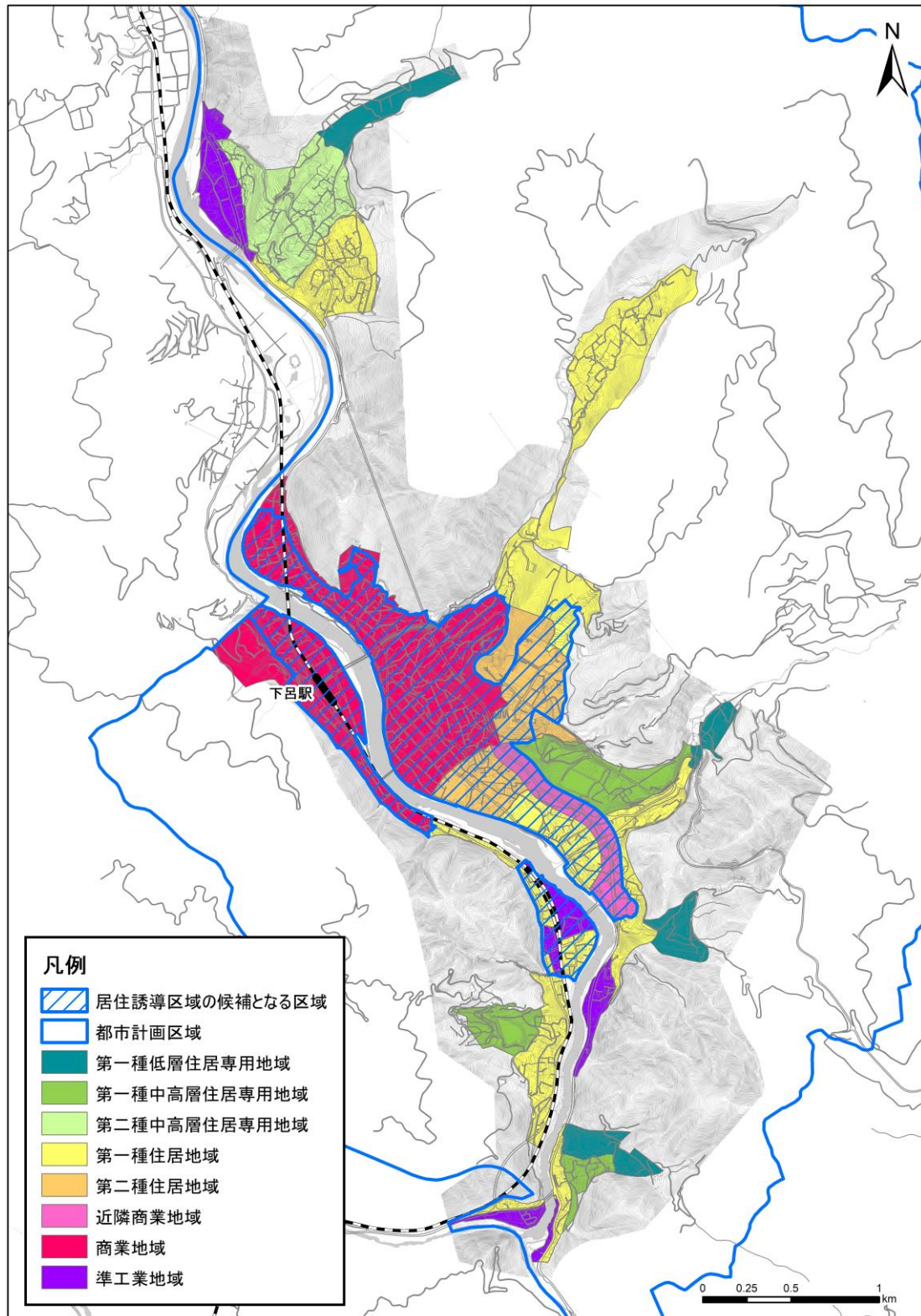
こうした将来的な土地利用を踏まえ、下呂温泉中心市街地と上ヶ平地区が含まれるように居住誘導区域を設定していきます。



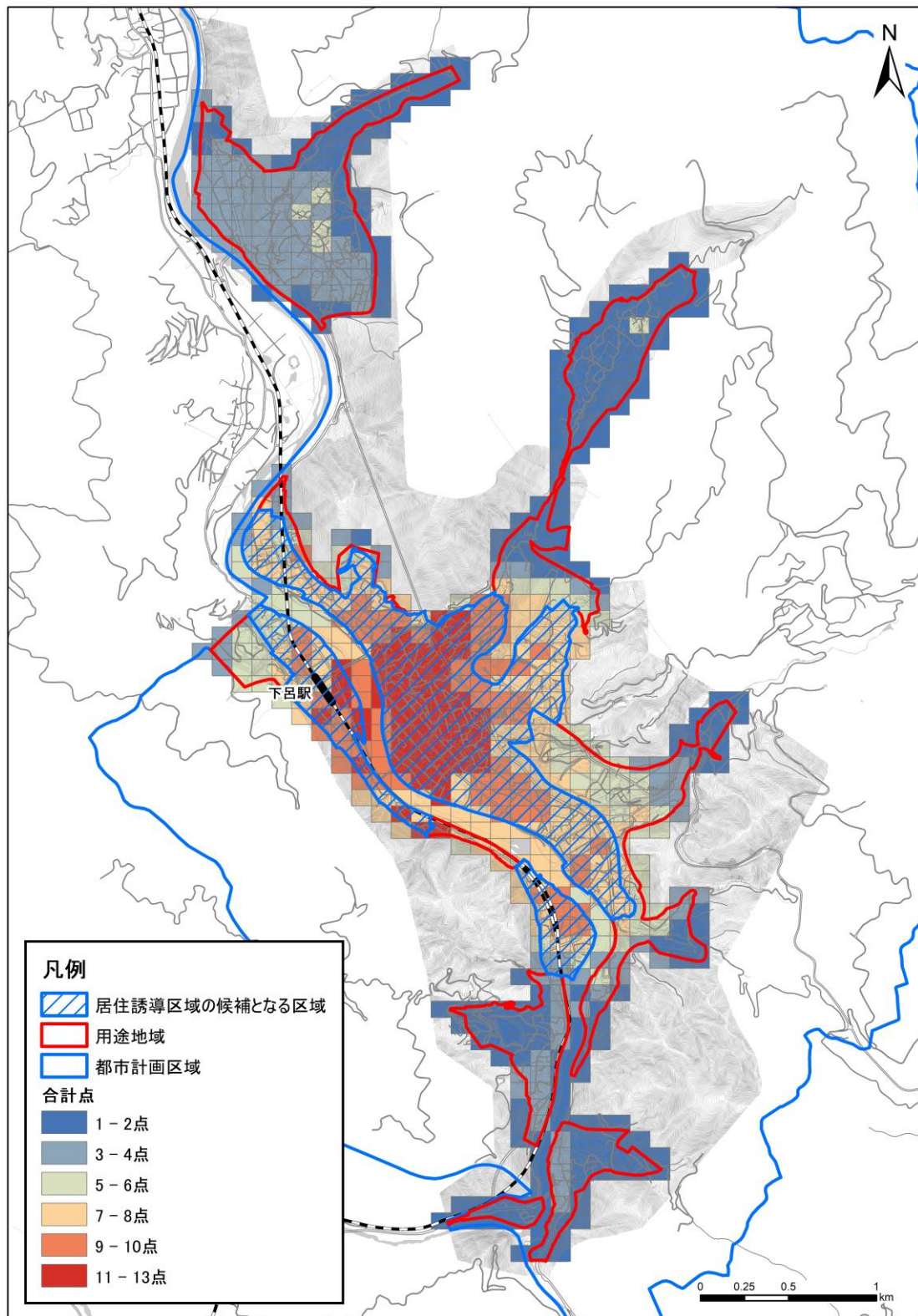
3) 居住誘導区域の候補となる区域の抽出

総合評価において平均点以上を獲得したメッシュ及び市の政策上区域に入れることが望まれる区域をカバーするように、地形地物（道路など）と土地利用区分（用途地域境界）で区切ることで区域の形状を調整し、居住誘導区域の候補となる区域を抽出します。

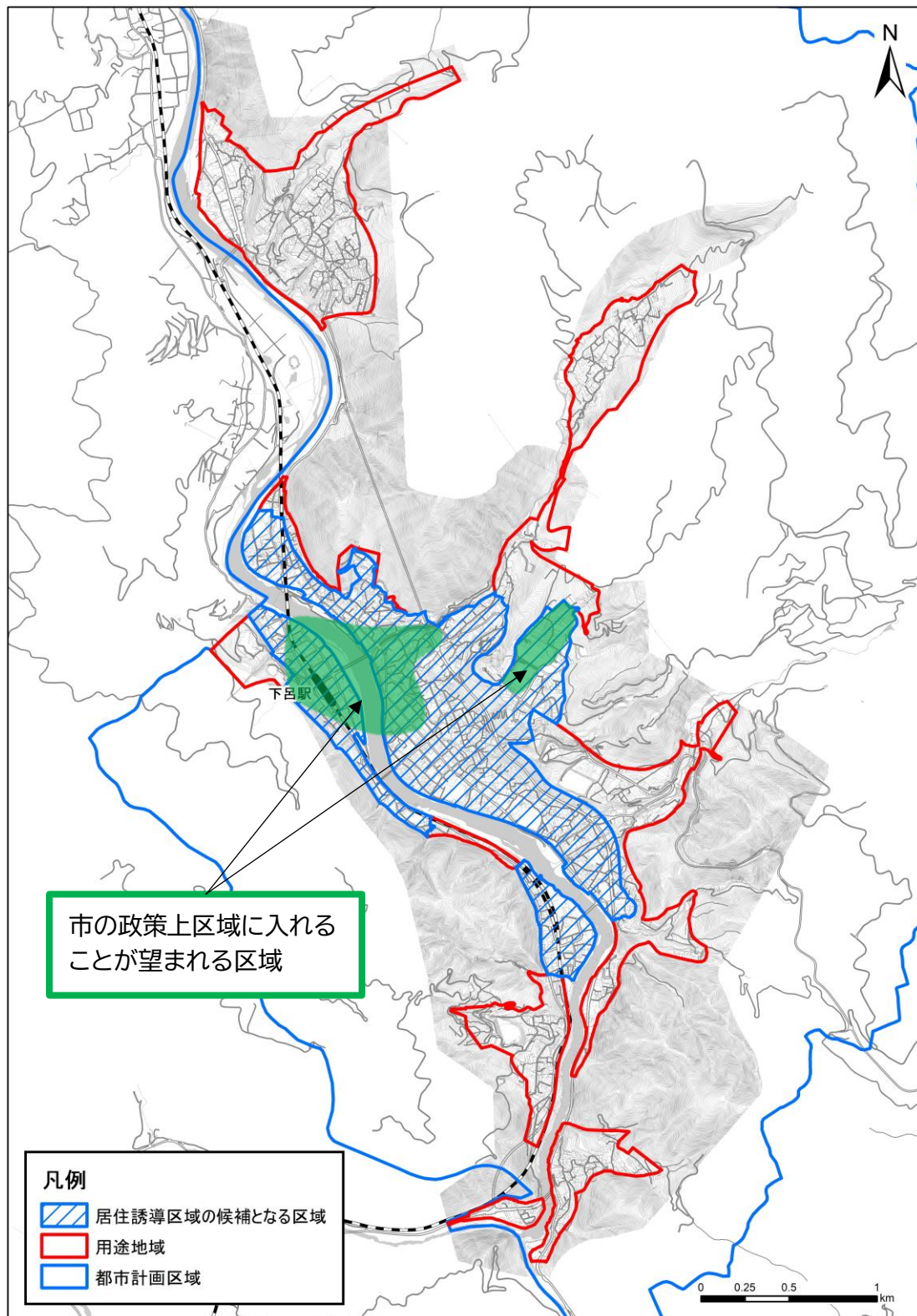
▼ 居住誘導区域の候補となる区域



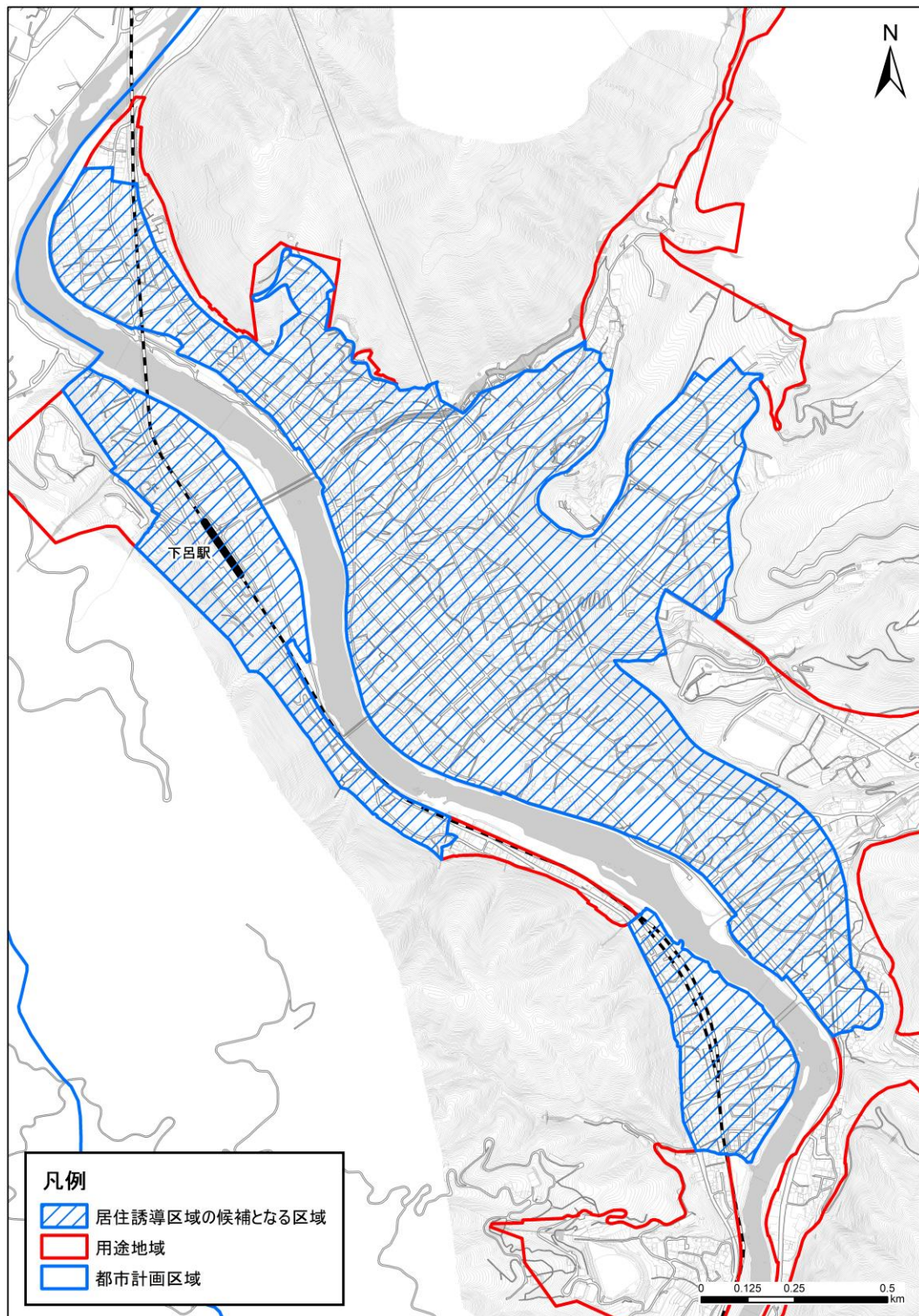
▼【参考】居住誘導区域の候補となる区域(総合評価との重ね合わせ)



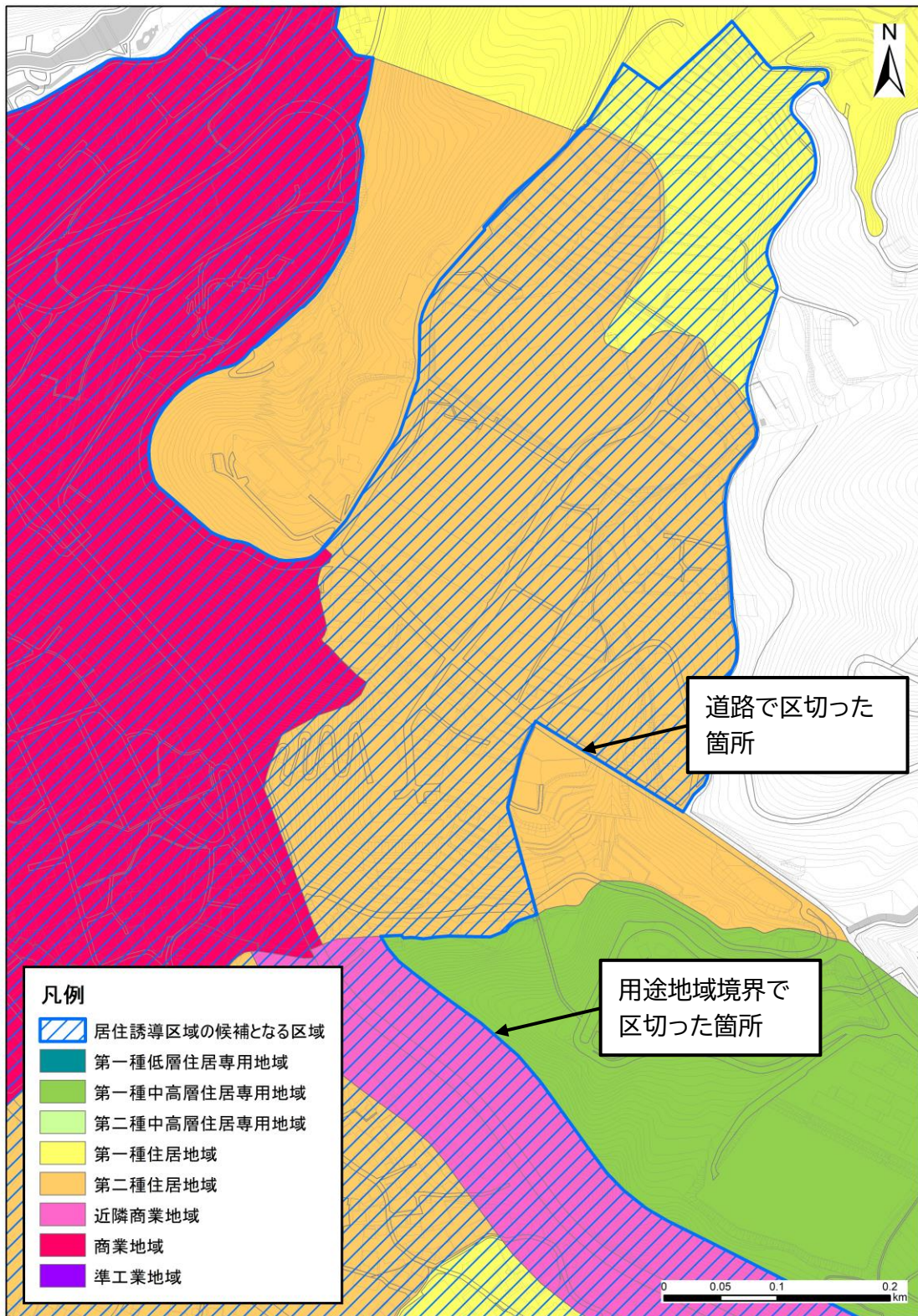
▼【参考】居住誘導区域の候補となる区域
(市の政策上区域に入れることが望まれる区域との重ね合わせ)



▼【参考】居住誘導区域の候補となる区域(拡大図)



▼【区域調整の参考】居住誘導区域の候補となる区域(上ヶ平地域)



(3)Step3 居住誘導区域に含めない区域の検討

都市計画運用指針では、災害リスクがある箇所や工業専用地域といった居住に適さない箇所など、誘導区域に含めてはならない、また含めることが望ましくないエリアとして以下のものが挙げられています。

本計画では、都市計画運用指針を踏まえ、抽出した居住誘導区域の候補となる区域から居住誘導区域に含まないとされている区域を除外します。

なお、「居住誘導区域に含まないこととされている区域」は更新されるため、居住誘導区域から除外する範囲は変更となります。

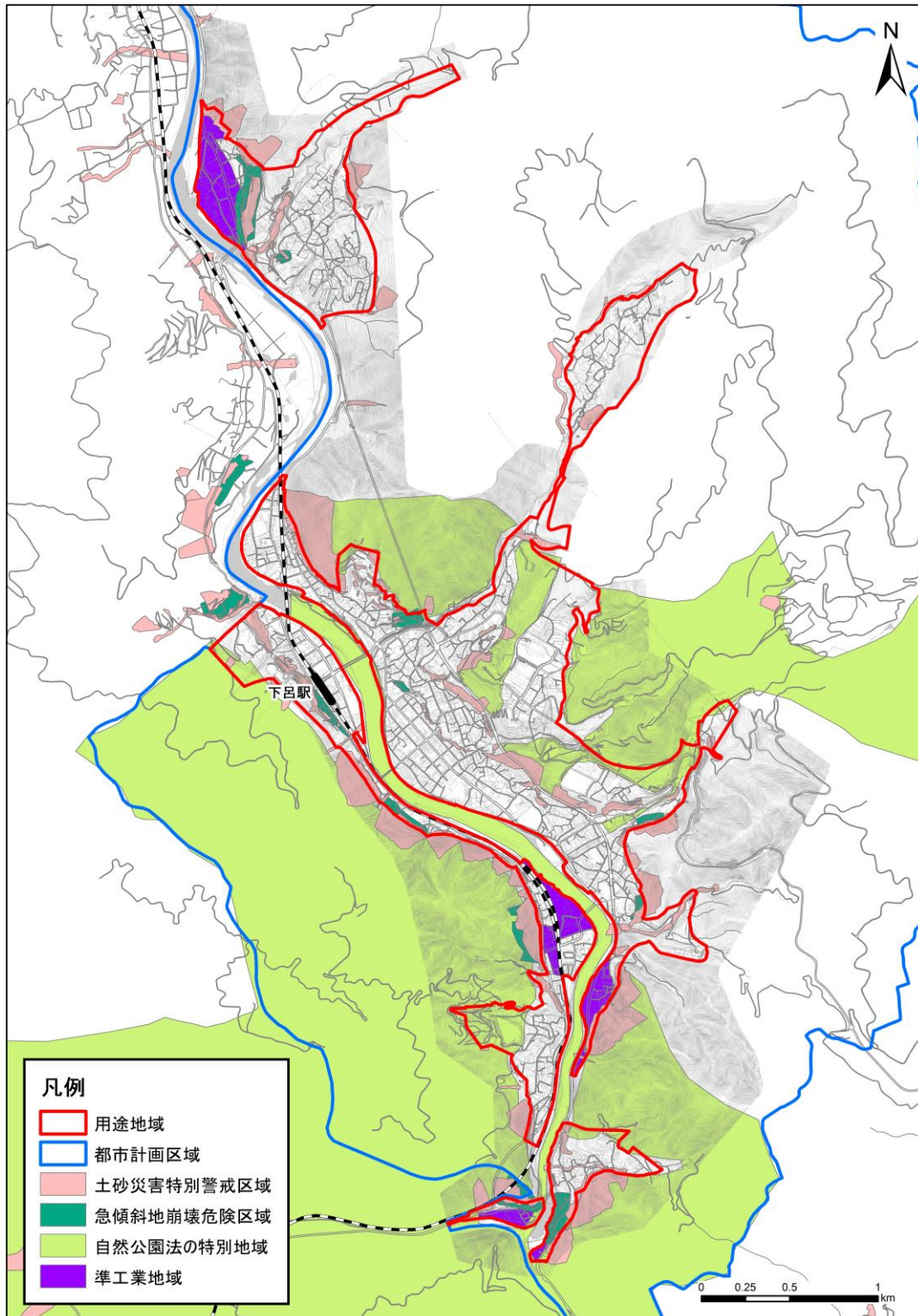
■居住誘導区域に含まないこととされている区域

区分	法規制等	本市に指定されている区域
「居住誘導区域に含まない」とされている区域	市街化調整区域	—
	建築基準法の災害危険区域のうち、住宅の建築が禁止されている区域	—
	農用地区域、採草牧草地など	—
	自然公園法の特別地域	○
	原生自然環境保全地域など	—
	保安林の区域など	—
	地すべり防止区域	—
	急傾斜地崩壊危険区域	○
	土砂災害特別警戒区域	○
	浸水被害防止区域	—
「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域	津波災害特別警戒区域	—
	災害危険区域	—
「適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域	土砂災害警戒区域	○
	津波災害警戒区域	—
	洪水浸水想定区域	○
	調査結果により判明した災害の発生のおそれのある区域	—
「慎重に判断を行うことが望ましい」とされている区域	住宅の建築が制限されている区域（工業専用地域等）	—
	特別用途地区・地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	—
	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散乱している区域	—
	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域	—

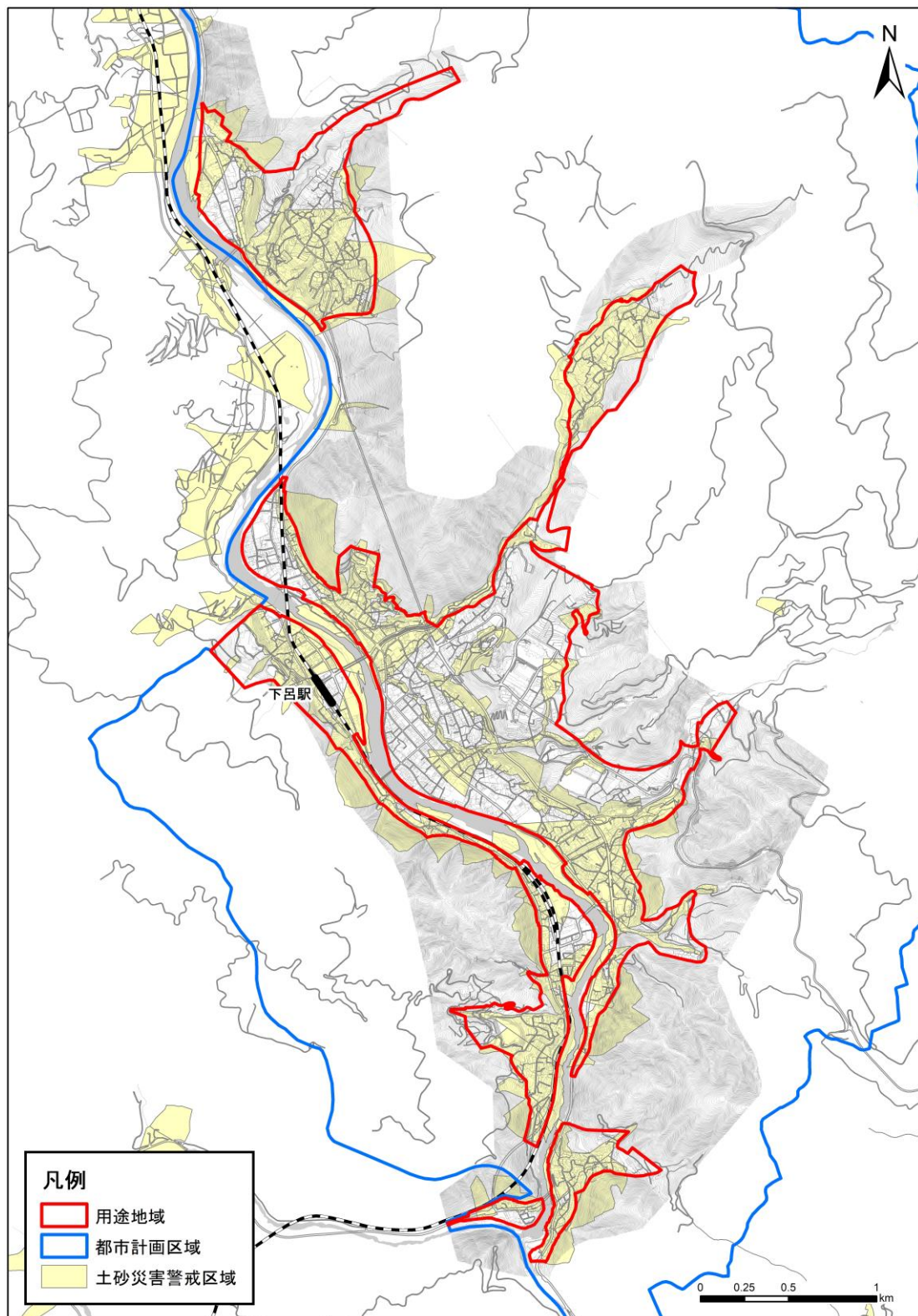
1) 居住誘導区域に含めない区域

居住誘導区域に含めない区域を以下に示します。なお、準工業地域については、将来的に工業系土地利用が誘導されるため居住に適さないと考え、居住誘導区域の設定の対象から除外します。また、土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域等については、下呂市の既成市街地の大半が該当するため、これらのリスクについては防災指針により避難体制、災害対策の推進など適切な対応を検討するものとし、居住誘導区域に含めることとします。なお、「居住誘導区域に含めない区域」は更新されるため、居住誘導区域から除外する範囲は変更となります。

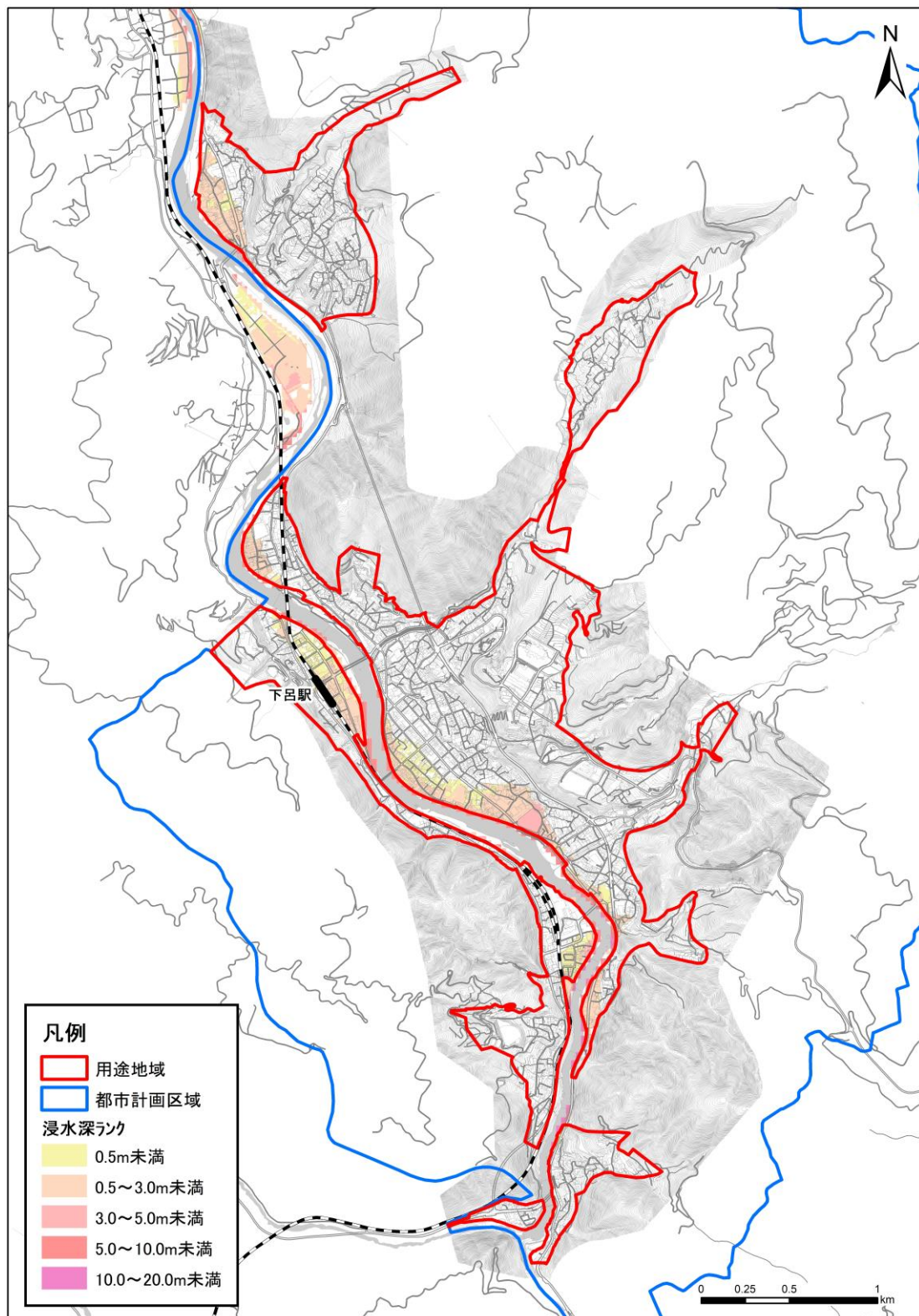
▼ 居住誘導区域に含めない区域



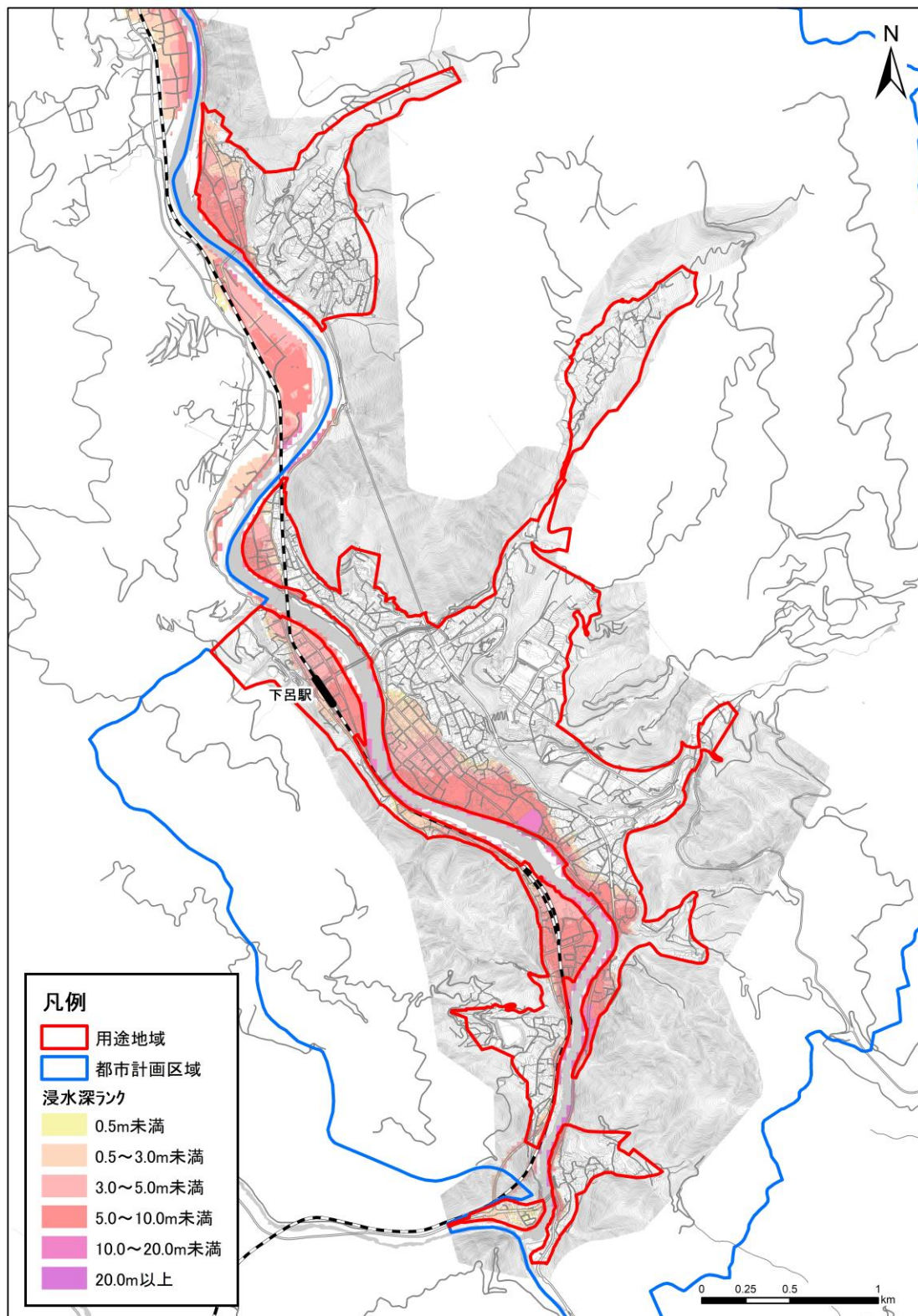
▼【参考】土砂災害警戒区域



▼【参考】洪水浸水想定区域(計画降雨)



▼【参考】洪水浸水想定区域(想定最大規模)



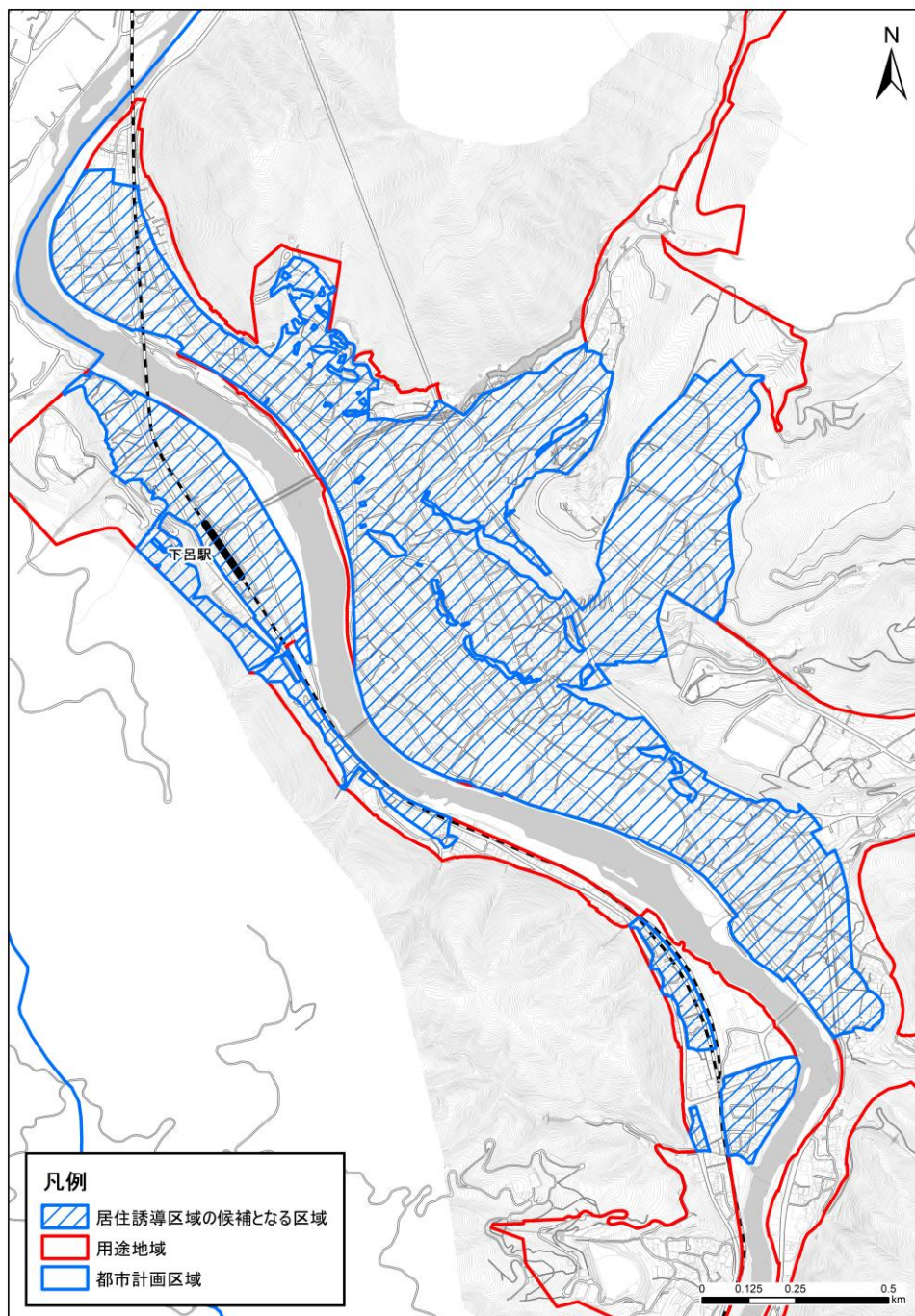
(4)Step4 居住誘導区域の候補となる区域の整理

ここまでは、人口が集中し生活利便性が高い区域(居住誘導区域の候補となる区域)に対して、災害リスクなどにより居住誘導に適さない区域を検討してきました。Step 4 では、居住誘導区域の候補となる区域から、居住誘導に適さない区域を除外し、現況の地形地物（道路など）と土地利用区分（用途地域境界）で区切ることで区域の形状を調整し、居住誘導区域の候補となる区域を整理します。

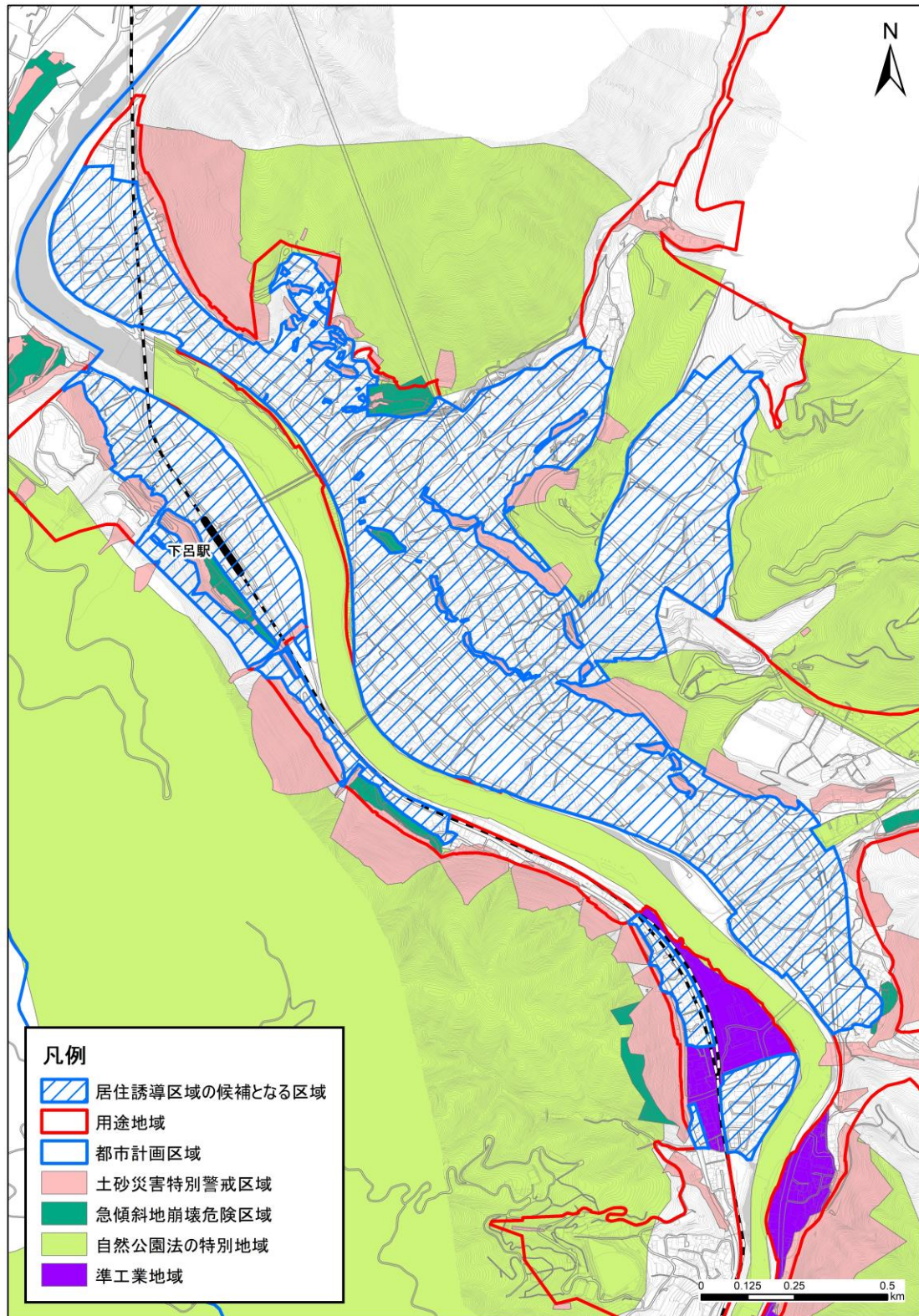
1)含めない区域の除外

Step 2 で抽出した居住誘導区域の候補となる区域から Step 3 で検討した区域を除外した区域を以下に示します。

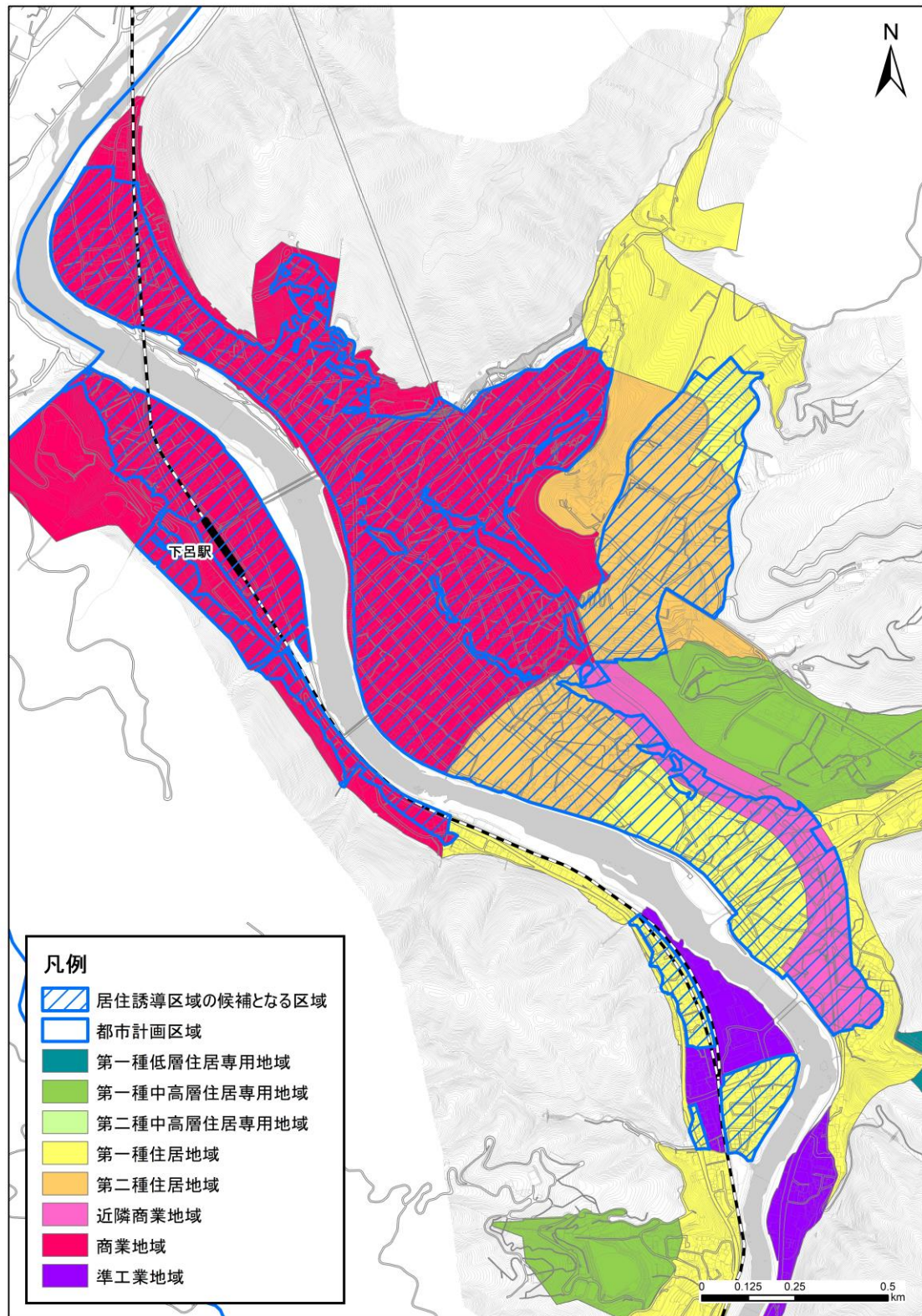
▼居住誘導区域の候補となる区域(含めない区域の除外)



▼【参考】居住誘導区域の候補となる区域(含めない区域の除外)
(含めない区域との重ね合わせ)



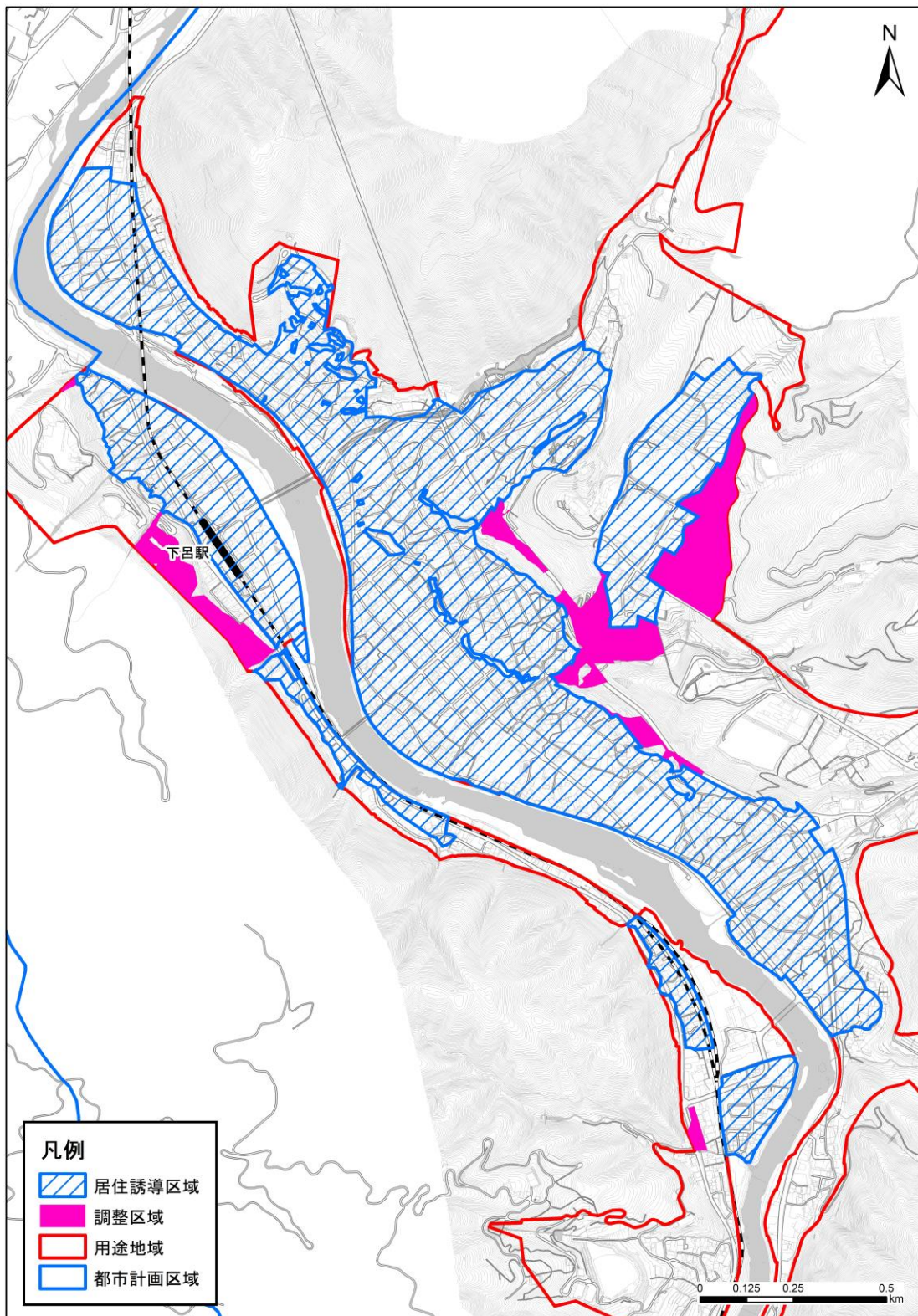
▼【参考】居住誘導区域の候補となる区域(含めない区域の除外)
(用途地域との重ね合わせ)



2)区域の調整

Step 2 で抽出した居住誘導区域の候補となる区域から Step 3 で検討した区域を除外した居住誘導区域の候補となる区域について、独立した面積の小さい区域は除外するとともに、現況の土地利用状況などを考慮したうえで、現況の地形地物（道路など）と土地利用区分（用途地域境界）で区切ることで形状を調整します。

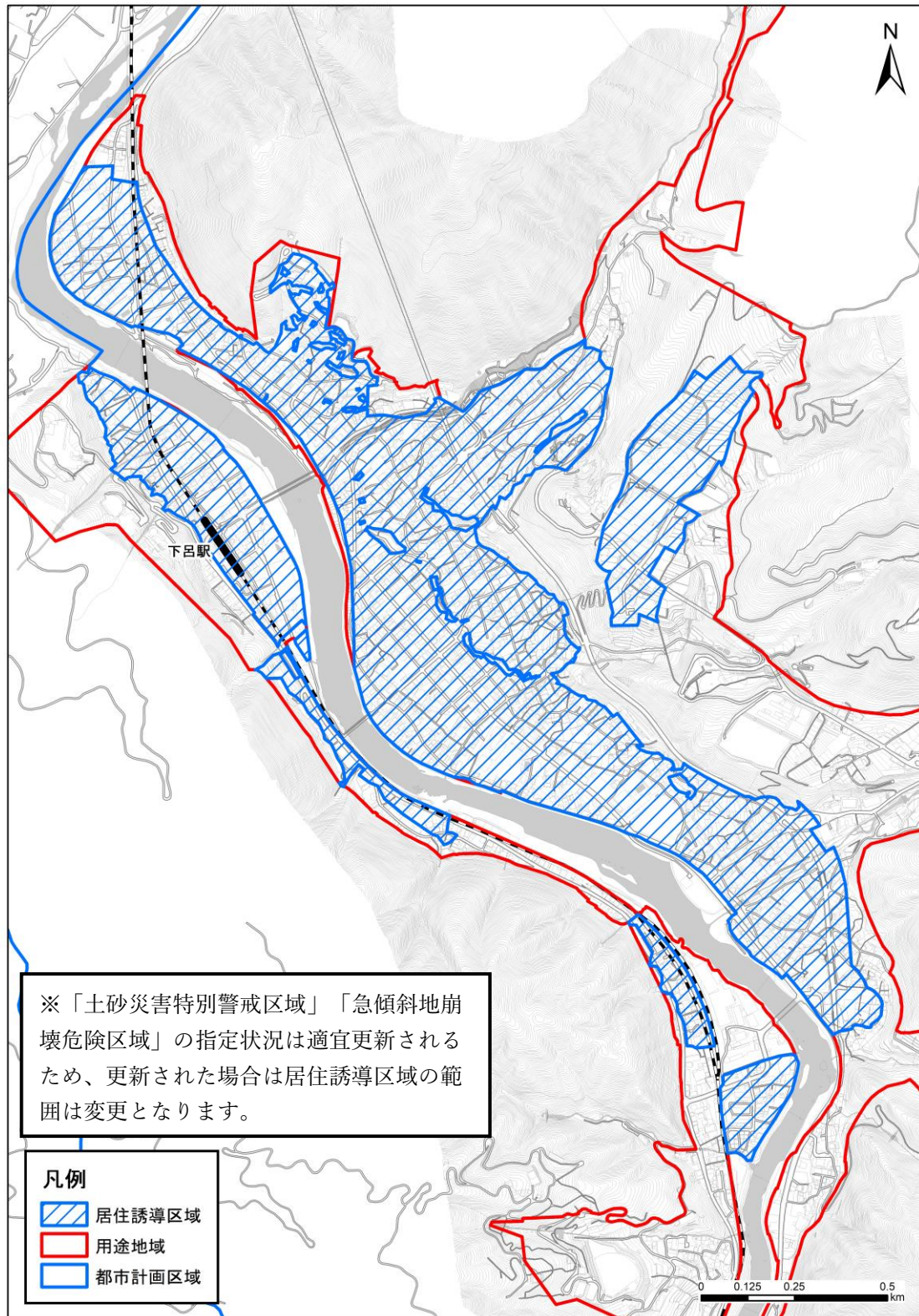
▼居住誘導区域の候補となる区域の調整区域



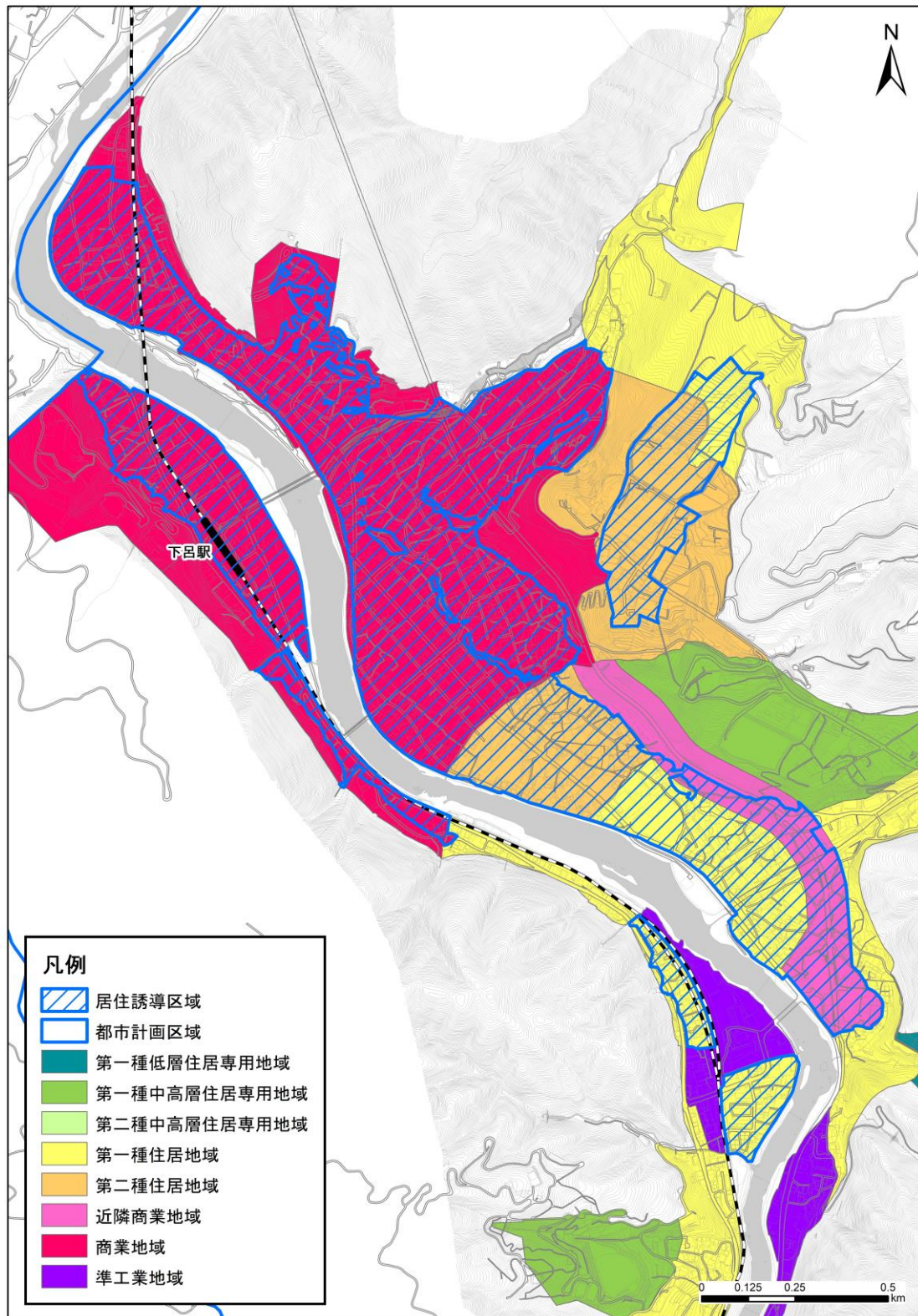
(5)下呂市の居住誘導区域

居住誘導区域設定の流れに沿って設定した、本市の居住誘導区域を以下に示します。

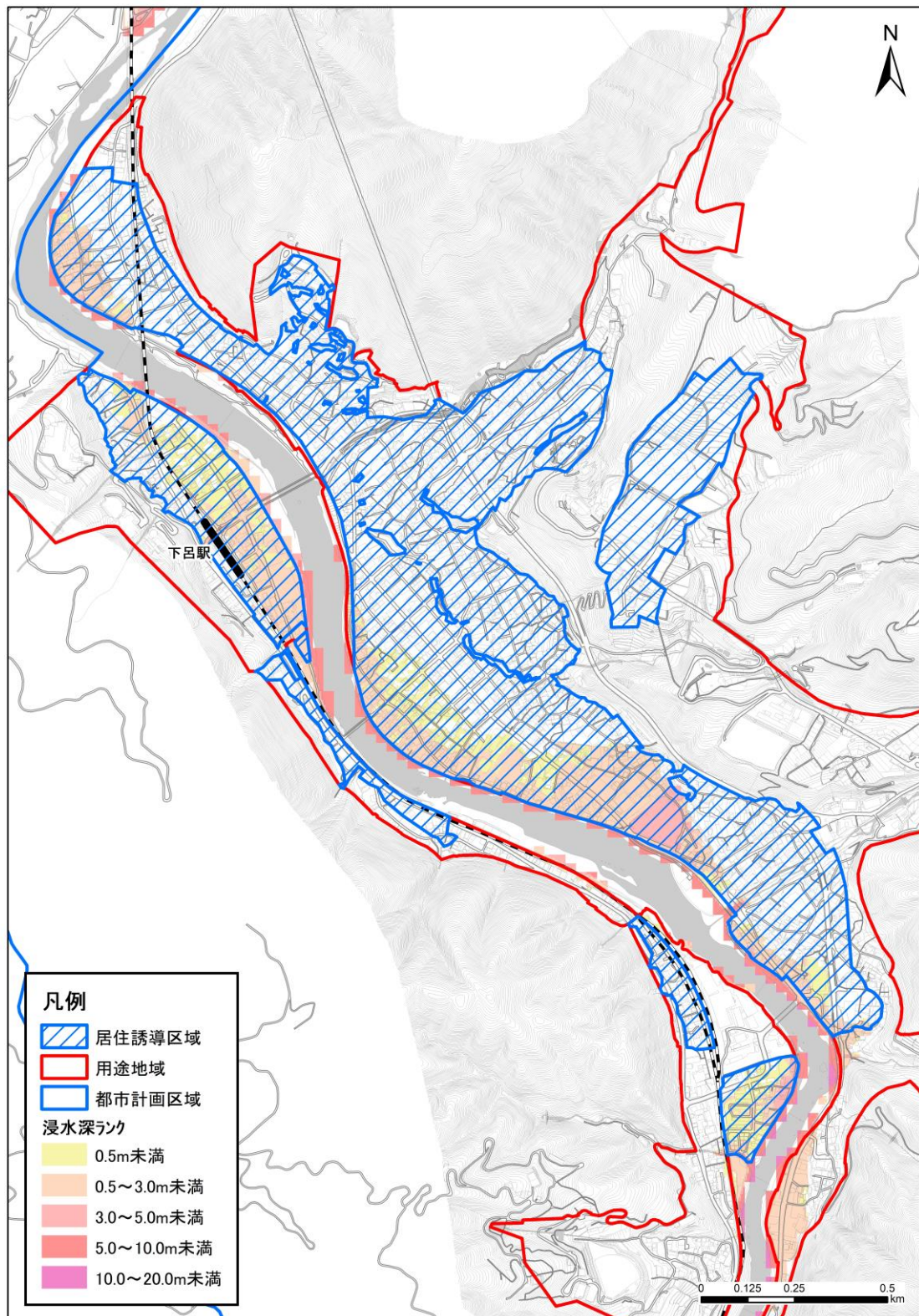
▼居住誘導区域



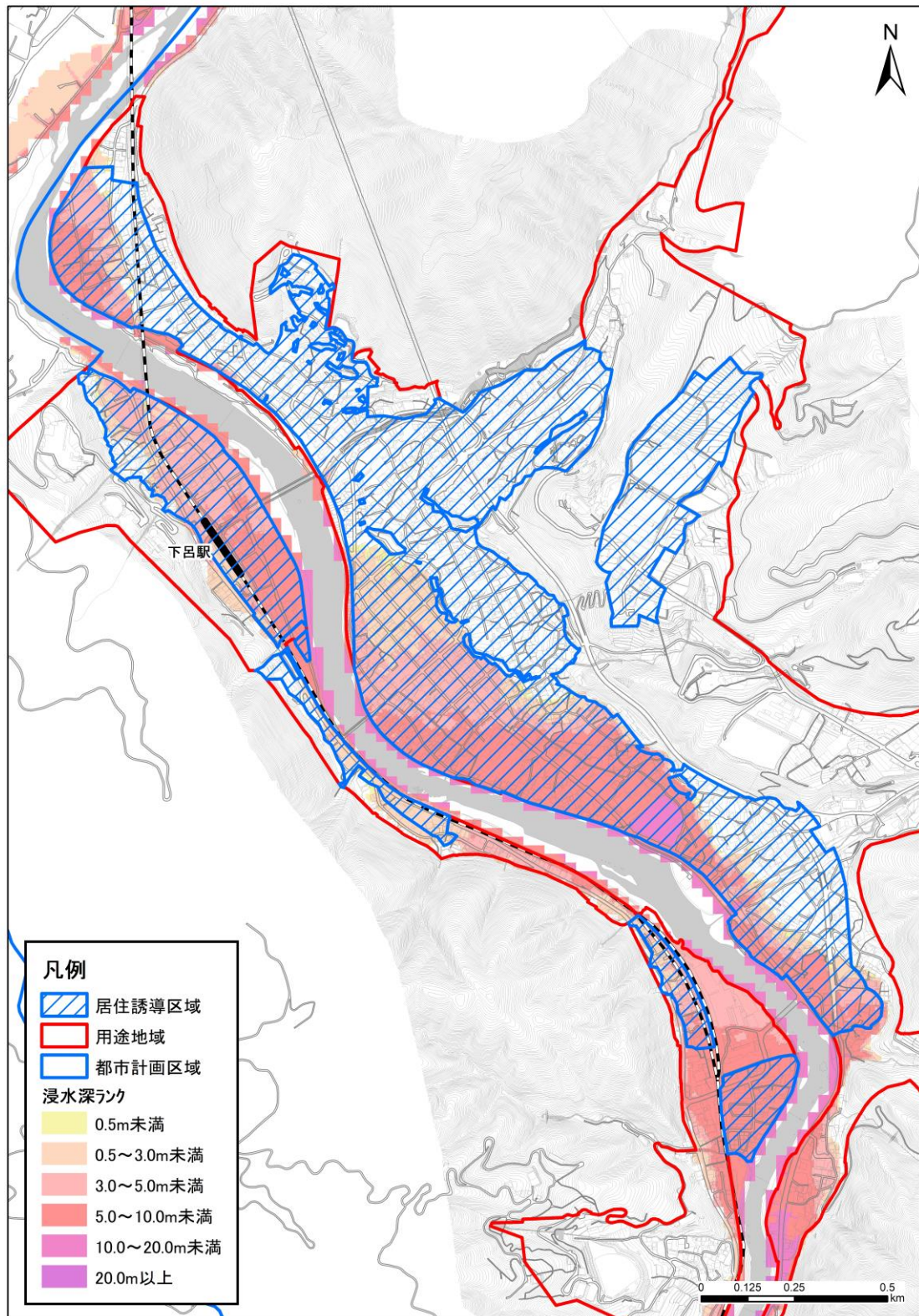
▼【参考】居住誘導区域(用途地域との重ね合わせ)



▼【参考】居住誘導区域(洪水浸水想定区域(計画降雨)との重ね合わせ)



▼【参考】居住誘導区域(洪水浸水想定区域(想定最大規模)との重ね合わせ)



5.3 都市機能誘導区域

5.3.1 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定めます。

【都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域】

- ・ 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・ 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

5.3.2 本市における都市機能誘導区域設定の基本的な考え方

本市における都市機能誘導区域は、都市の骨格構造の中で中心拠点として位置づけた下呂地域の中心市街地及び周辺市街地（用途地域内）が考えられます。この地域は下呂都市マスタープランにおいて、観光・宿泊施設や商業・業務、公共公益施設等の都市機能施設が集約された交流・にぎわいを創造するとともに、利便性の高い居住地が適正に配置された、本市の中心となるコンパクトな市街地の拠点を形成するとされており、今後も都市基盤等の整備が見込まれます。

このようなことから、本市の都市機能誘導区域の設定にあたっては、上記「5.3.1 都市機能誘導区域の基本的な考え方」を踏まえたうえで、下呂地域の中心市街地及び周辺市街地（用途地域内）に都市機能誘導区域を設定します。

5.3.3 都市機能誘導区域設定の流れ

上記を踏まえ、都市機能誘導区域を以下の手順で設定します。

Step 1 候補となる区域の設定

Step 2 都市機能施設が集積し、移動の利便性が確保されている区域

- ・ 現在の都市機能の集積状況を維持
- ・ 駅やバス停から徒歩・自転車で容易に移動することが可能で、かつ道路や公園等の配置や土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

Step 3 都市機能の増進が見込まれる区域

- ・ 将来的に公共施設等の都市機能や都市基盤等の整備が見込まれる区域

都市機能誘導区域の設定

5.3.4 都市機能誘導区域の設定

(1) Step1 候補となる区域の設定

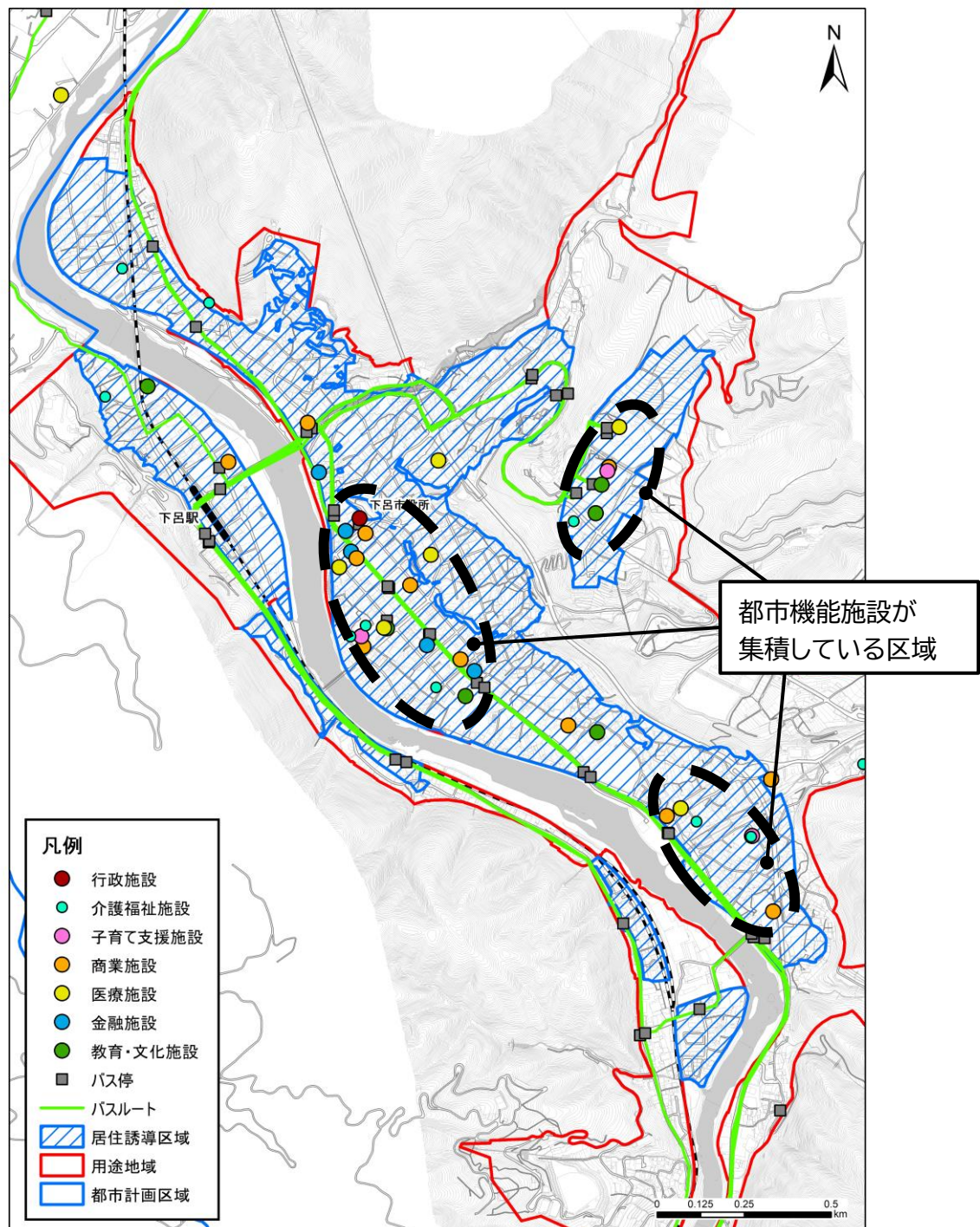
下呂地域の中心市街地及び周辺市街地(用途地域内)を基本に都市機能誘導区域を設定します。

(2) Step2 都市機能施設が集積し、移動の利便性が確保されている区域

都市機能施設(行政施設、介護福祉・保健施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業施設、医療施設、金融施設)の分布状況およびバスルートを示します。

都市機能施設は主に飛騨川と桜通りで挟まれた区域や上ヶ平地区、河鹿橋の東側に集積しています。

▼都市機能施設の分布状況

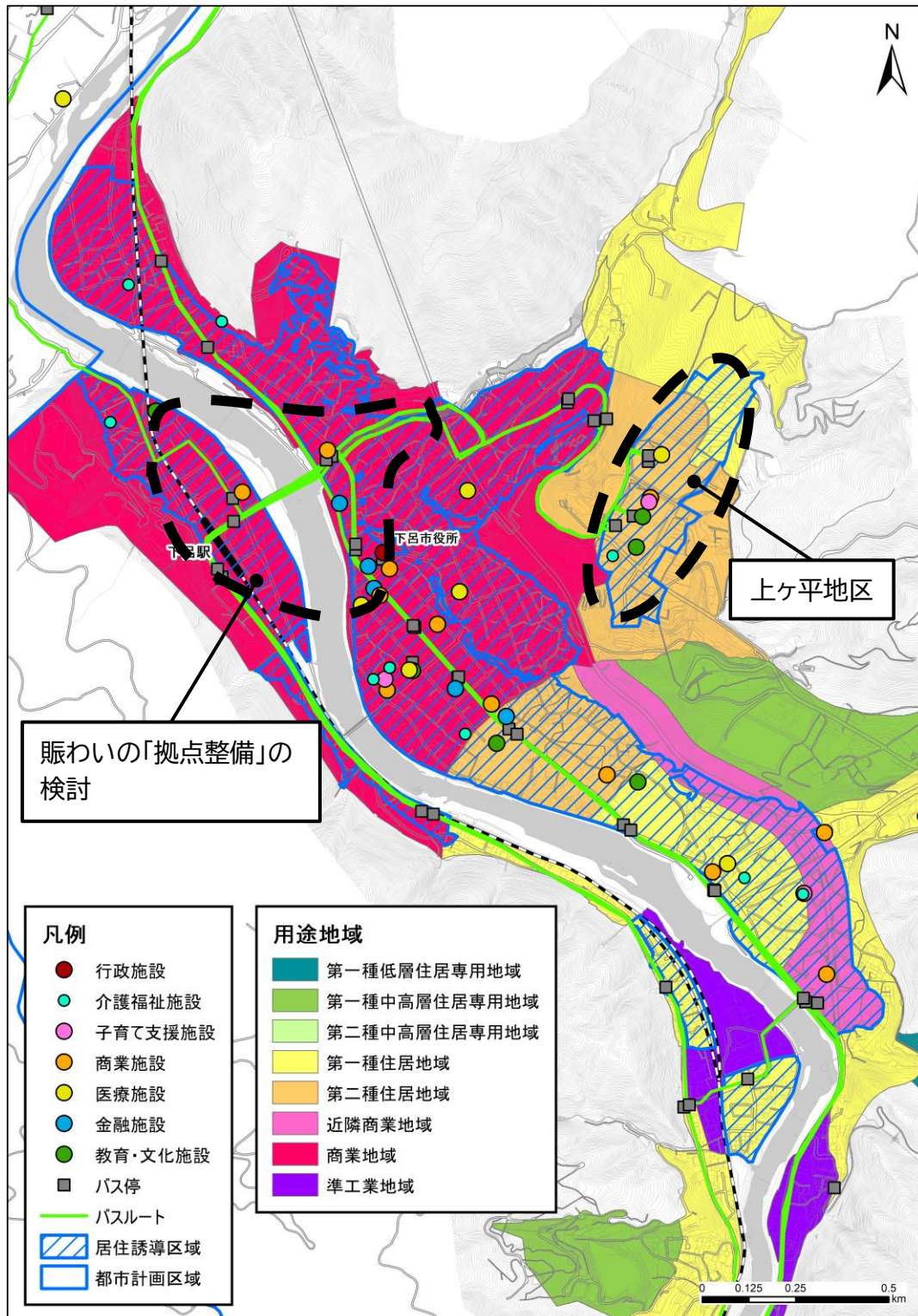


(3)Step3 都市機能の増進が見込まれる区域

都市機能や人口が集中する地域を結ぶようにバスルートが通っており、岐阜県立下呂温泉病院を含む区域と下呂駅間の移動の利便性も高くなっています。

また、岐阜県立下呂温泉病院、下呂交流館アクティブ、上ヶ平サンビレッジ等の施設が立地している上ヶ平地区や、にぎわいの「拠点整備」が検討されている駅周辺は、今後も都市機能の増進・強化が見込まれます。

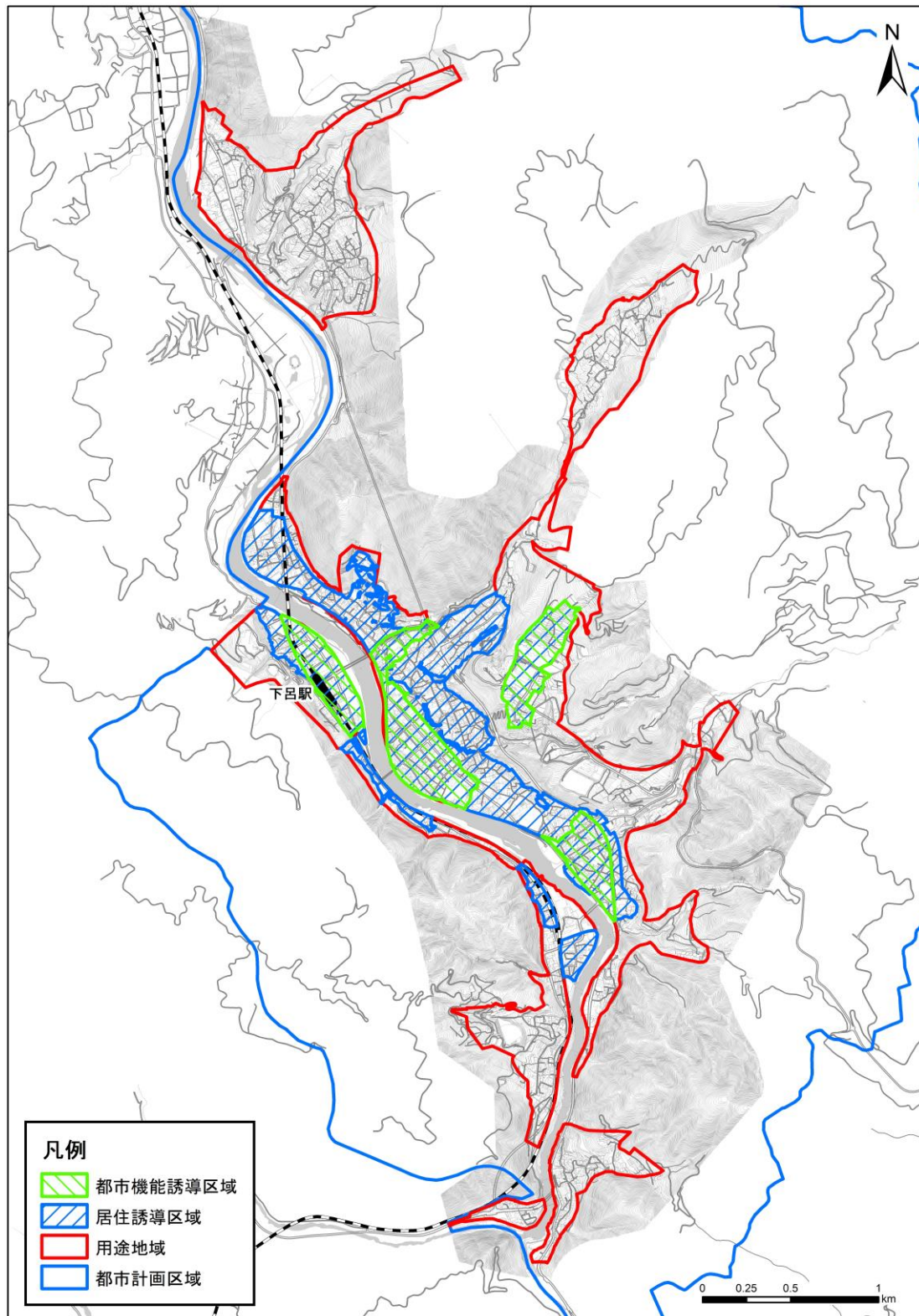
▼都市機能の増進が見込まれる区域



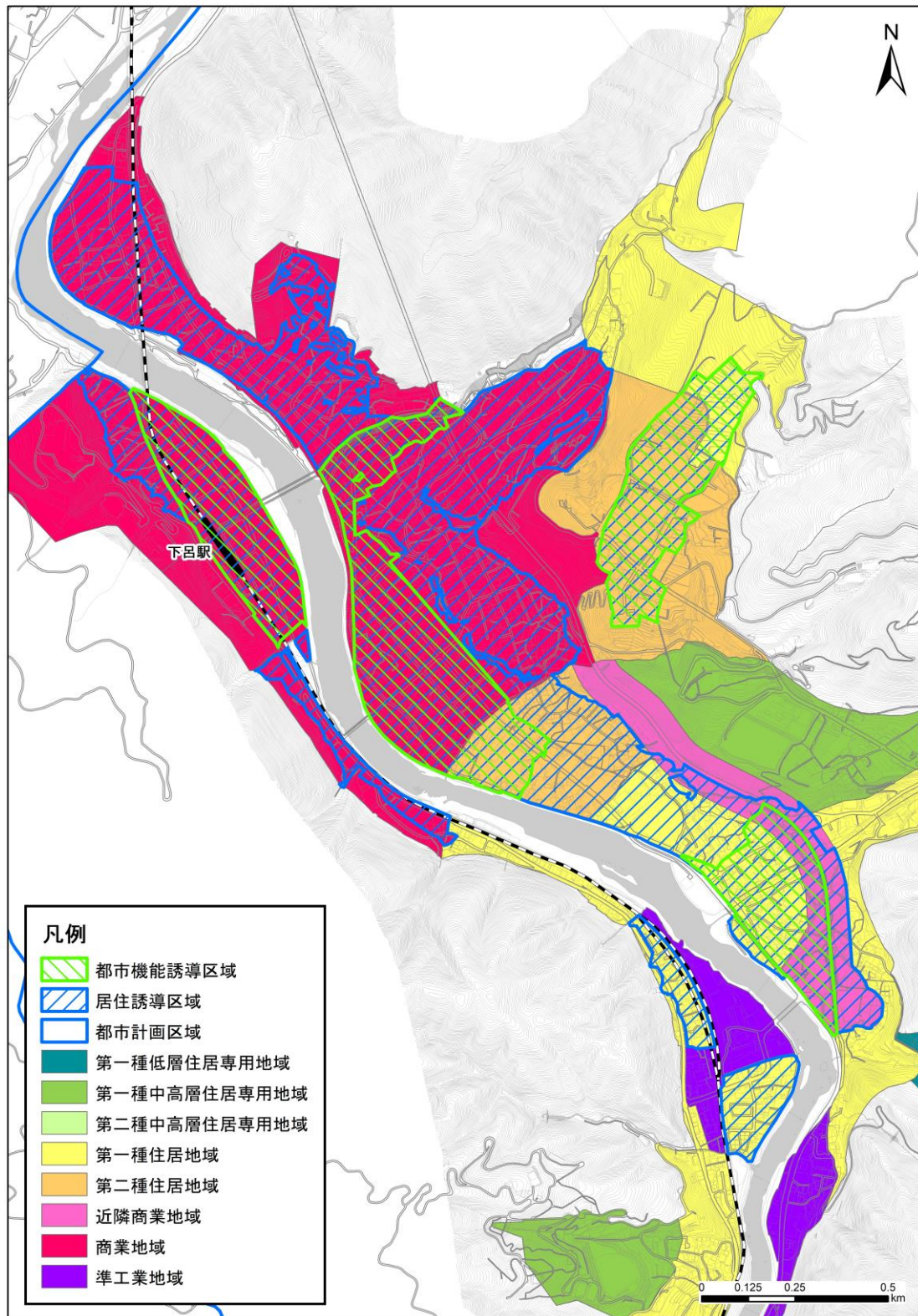
(4)下呂市の都市機能誘導区域

Step 2 および Step 3 の検討を踏まえ、市民が生活しやすいような都市機能を充実する区域として、用途地域界や地形地物を考慮の上、都市機能誘導区域を設定します。

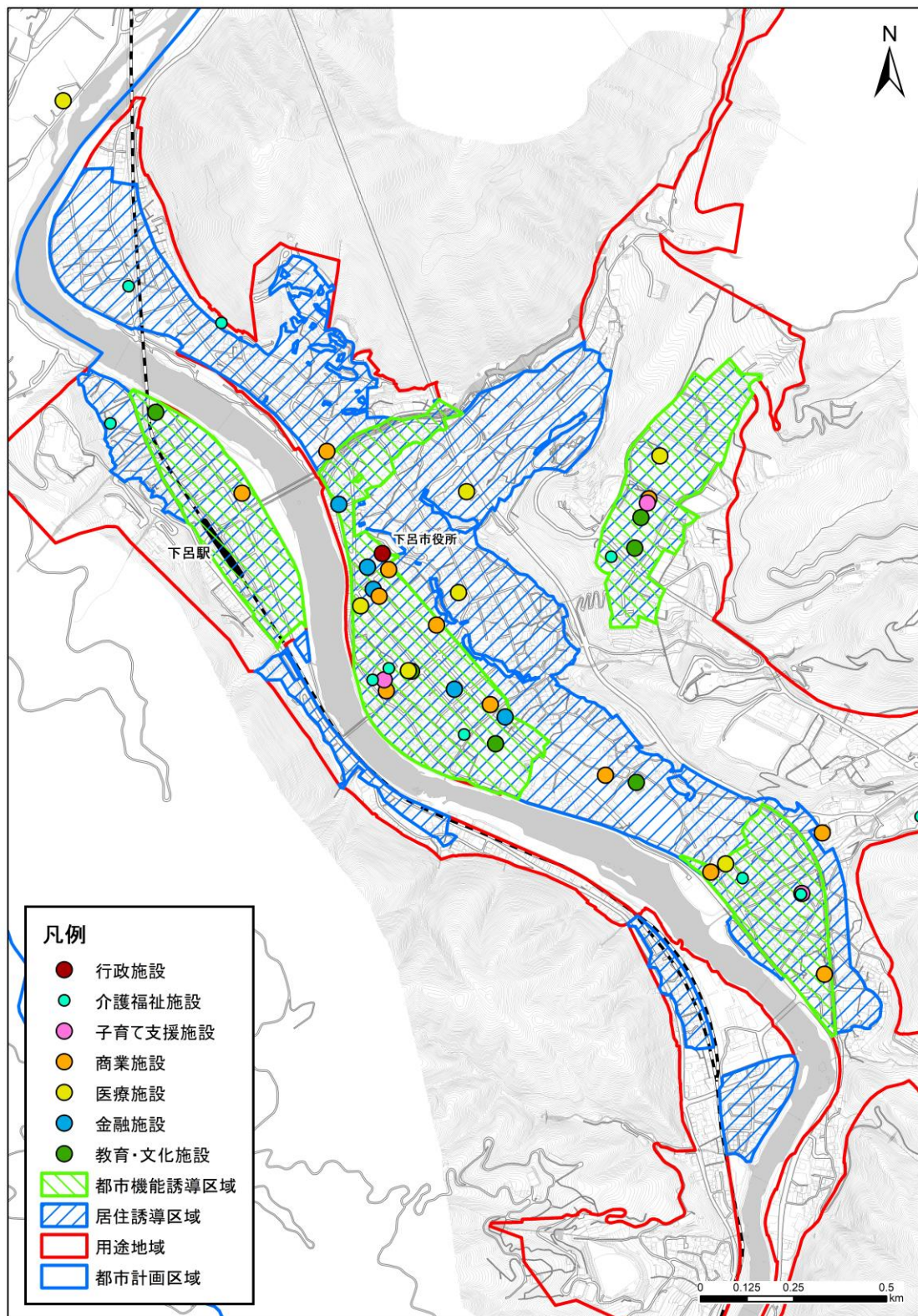
▼都市機能誘導区域



▼【参考】都市機能誘導区域(用途地域との重ね合わせ)



▼【参考】都市機能誘導区域(都市機能施設との重ね合わせ)



5.4 誘導施設

5.4.1 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域内において、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設を位置づけ、その維持や充実を図るものです。

必要な施設については、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、定めることが望ましいとされており、一般的には、行政、介護福祉、子育て支援、商業、医療、金融、教育・文化といった機能を有する施設が考えられます。

本市においても、中心拠点と地域生活拠点の人口や現在の施設の充足状況等は異なることから、中心拠点に必要な施設規模に留意しながら、誘導施設を整理します。

5.4.2 誘導施設設定の流れ

誘導施設の設定に際しては、以下の手順で検討を行います。

Step1 候補となる誘導施設の整理

都市計画運用指針や立地適正化計画の手引き等において示された誘導施設の候補の整理



Step2 誘導施設の整備(誘導)の方針

立地適正化計画の方針、関連計画との整合及び市民意向等を踏まえた誘導施設の検討

- ・「まちづくりの基本方針」や政策等により戦略的に誘導する施設の検討
- ・市民アンケート調査等の結果を参考にした誘導施設の検討
- ・下呂市公共施設等総合管理計画に基づく、公共施設の誘導の検討



誘導施設の設定

5.4.3 誘導施設の設定

(1)Step1 候補となる誘導施設の整理

都市計画運用指針や立地適正化計画作成の手引き等において示された誘導施設は次のとおりです。これらを参照し、本市における誘導すべき都市機能を独自に設定します。

【都市計画運用指針において想定されている誘導施設】

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - ・集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- などを定めることが考えられる。

出典：都市計画運用指針 第13版（国土交通省）

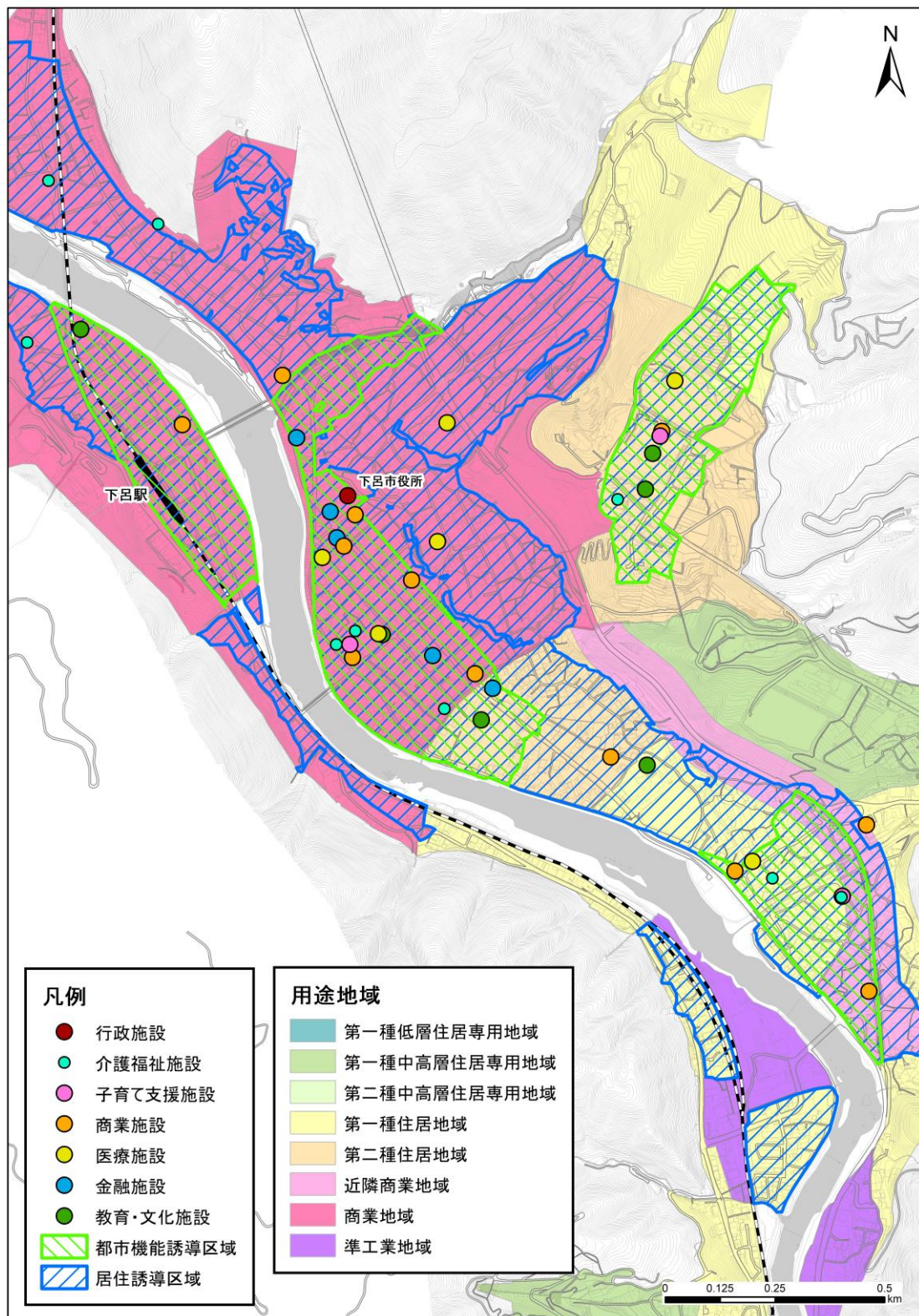
■都市機能誘導区域において想定される誘導施設のイメージ

機能分類	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●㎡以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●㎡以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き【基本編】（国土交通省、令和7年4月改定）

都市機能誘導区域における既存施設の分布状況は以下のとおりとなっています。

▼都市機能誘導区域における都市機能施設の分布状況



(2)Step2 誘導施設の整備(誘導)の方針

誘導施設の整備(誘導)の方針は、以下の①～③の視点に基づき設定し、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設を位置づけ、その維持や充実に努めます。

①「まちづくりの基本方針」や政策等により戦略的に誘導する施設

上位関連計画の位置づけ、本計画が目指すまちづくりの理念や方針、骨格構造を実現するため、現状の機能集積状況を踏まえ、各拠点が果たすべき役割を基に施設を設定します。

②都市の主要部としてふさわしい施設

都市の主要部としてふさわしい施設として、多くの市民が利用しやすい中心施設や、都市構造に大きく影響し、立地適正化計画エリア外での立地を抑制する施設の検討を設定します。

③市民アンケート調査等の結果を参考にした誘導施設の検討

市民アンケートの回答結果を参考に、中心拠点、地域生活拠点および地域サブ拠点に求められる機能を整理し、市民ニーズを考慮しながら誘導施設の検討を行います。

【市役所周辺や下呂駅周辺の中心拠点に必要な機能(アンケート結果抜粋)】

市役所周辺や下呂駅周辺(中心拠点)では、食料品・日用品店舗(スーパー、ドラッグストア等)、飲食店、医院(クリニック)・診療所、総合病院、コンビニエンスストアが拠点に必要な施設として上位となっています。

■誘導施設の整備(誘導)の方針一覧

概要・分類	一般的な名称	整備(誘導)の方針
行政機能	市役所/振興事務所	・現在の機能を恒久的に維持していく。
介護福祉機能	地域包括支援センター/居宅系介護施設/高齢者向けコミュニティサロン	・高齢者や障がい者等の生きがい、豊かな生活に寄与する施設として立地を誘導する。 ・医療や子育て施設などの関連する他機能との連携に配慮した立地とする。
子育て機能	こども家庭センター/保育所/認定こども園/児童館	・子育て世代を支援する機能を有する施設として立地を誘導する。 ・認定こども園などの同種機能との連携に配慮した立地とする。
商業機能	大型商業施設/日常生活に必要な商業施設/日常生活に必要な小規模な店舗/観光案内・情報発信施設	・市民の生活利便性や来訪者へのサービス、市内への雇用創出などに寄与する機能として立地を誘導する。 ・市民の生活の中心となる生活拠点において拠点の機能特性に見合った業種業態の施設を誘導する。
医療機能	病院/診療所/保健センター	・市民の健康維持等に必要な施設である下呂保健センター、民間の診療所を誘導施設として維持する。
金融機能	銀行/郵便局/農業協同組合/信用金庫/信用組合	・地方銀行、信用金庫、農協などの金融機関が市街地内に立地し、中心市街地内をほぼカバーしていることから、現存する施設の維持に努めて行く。
教育・文化機能	交流センター(コミュニティセンター)/図書館/スポーツ施設/教育施設(専修学校)	・学校等の教育施設は、地域のコミュニティ拠点や災害時の避難場所としての機能を有している施設であり、現存する施設の維持に努めていく。

(3) 誘導施設の設定

【Step 2 誘導施設の整備（誘導）の方針】を踏まえ、誘導施設を以下のとおり設定します。

【誘導施設配置の考え方】

- ：すでに立地しており、今後も機能を維持しつつ、必要に応じて立地を図るべき誘導施設
 ★：現時点で立地はしていないが、今後立地を図るべき誘導施設

■誘導施設一覧

概要・分類	一般的な名称	配置の考え方	定義
行政機能	市役所、振興事務所	○	地方自治法第4条第1項に規定する施設
介護福祉機能	地域包括支援センター	★	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
	居宅系介護施設	○	介護保険法第8条に規定する居宅サービスを行う施設
	高齢者向けコミュニティサロン	○	全国社会福祉協議会が推進する「ふれあい・いきいきサロン」事業の取り組みによる地域交流の場
子育て機能	こども家庭センター	★	児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する施設
	保育所	○	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	認定こども園	★	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
	児童館	○	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設
商業機能	大型商業施設	○	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設であって、生鮮食料品を取り扱う施設(共同店舗、複合店舗含む)
	観光案内・情報発信施設	○	地域を訪れる観光・来訪客への観光案内・情報発信施設
医療機能	病院	○	医療法第1条の5第1項に規定する施設
	診療所	○	医療法第1条の5第2項に規定する施設
	保健センター	○	地域保健法第18条に規定する施設

概要・ 分類	一般的な名称	配置の 考え方	定義
金融 機能	銀行	○	銀行法第2条第1項に規定する銀行
	郵便局	○	日本郵便株式会社法第2条の4に定める郵便局（簡易郵便局を除く）
	農業協同組合	○	農業協同組合法第10条第1項第2号および第3号に規定する業務を行う農業協同組合
	信用金庫	○	信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫
	信用組合	○	中小企業等協同組合法第3条に規定する信用協同組合
教育・ 文化 機能	交流センター （コミュニティセンター）	○	建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち、集会所等
	図書館	○	図書館法第2条第1項に規定する施設
	スポーツ施設	○	社会教育調査規則第3条第13号に規定する施設
	教育施設（専修学校）	○	学校教育法第124条に規定する施設